

# 政策資料

7

POLICY AND LEGISLATION

1995 No. 346

■卷頭言

はじめての中東の旅 田口健二

■特 集

95年参議院選挙政策大綱

(投票日 7月23日に決まる)

■資 料

介護休業法制化のための育児休業法

改正案が可決・成立

「政策資料」号外

第130・131・132国会 [1995年版]

# 国会報告

村山内閣の歩みと実績、課題(全記録)

議員、政策担当者、党員、研究者必携!

6月下旬発行予定 好評予約受付け中

A5判 約270頁 予定頒布価格1,200円(10部以上割引あり)

村山社会党首班内閣誕生1年。阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、円急騰など直面する幾多の課題に即応するとともに、村山内閣は「やさしさ着実内閣」として行財政改革、経済改革、政治改革、戦後50年問題、国際貢献の実績を積み重ねてきた。

本書は、村山内閣誕生以来の歩みと実績をまとめ、その取り組んだ全課題、全法案の内容と審議経過、各党の態度等を網羅している。連立時代の政治の軌跡を記した永久保存版。

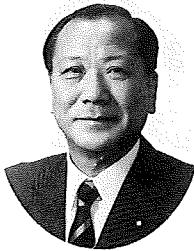
編集・発行(問合せ)

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第1議員会館

TEL 03-3581-5111 内線3880~4

FAX 03-3580-8068



## 初めての中東の旅

田 口 健 二

政策審議会副会長

4月10日から10日間の日程で与党UNDOF（ゴラン高原に展開する国連の兵力引き離し監視軍）調査団の一員として現地調査に参加をしました。

中東地域は初めて訪れるところだけに、調査と共にどの様なところか見たい、というもう一つの関心もありました。

ロンドンからシリアに向かう途中、北極圏にでも居るような雪に被われた山々が目に入り、いったい何処を飛んでいるのだろうかと不思議に思っていましたが、そこはレバノンとシリアの国境付近だろうと後で知られ、予想もしなかったことだけにびっくりしました。そこを通過し、全く人気のない砂漠の上を飛行していると、砂漠の中に突然緑に覆われた街が現われ、そこがシリアの首都ダマスカスでした。

翌日、シリアからバスでヨルダン国境まで行き、そこでヘリコプターに乗りかえ、紅海の海沿いの街アカバ迄約2時間ヨルダンを縦断しましたが、機上から見ると、草木一本も生えていないヨルダン渓谷は、まるでテレビで見た月世界の風景を眺めている様な気持でした。

また、イスラエルに到着した時は、一年で一番大事なお祭りであるシャバットの真最中で、シャバットの時は、安息日で仕事をしてはいけない、火を使って料理をしてはいけないという戒律があり、ホテルの朝食も日本のせんべいの様な乾いたパンとフルーツだけの

メニューが続き、これには閉口しました。

今回、各国を廻り、改めて百聞は一見にしかずということを知らされました。特に、エルサルムでは、ユダヤ教・キリスト教・イスラム教の三大宗教の聖地が混在しているのを実際に見て、今まで疑問に思っていたことがおぼろげながら理解することができました。

又、シリア、ヨルダンには古代の遺跡が数多く存在していますが、私自身かねてから歴史や遺跡に興味を持っていただけに、ハードスケジュールの中では、見学することができなかつたことがちょっと残念でした。

UNDOFについては、ある程度は承知しておりましたが、ゴラン高原で実際にUNDOFの本部やカナダ部隊を訪問し、具体的任務や部隊編成、日常的な活動状況を聞いて、東京で事前に説明を受けていたのと大分違っているなというのが実感でした。

今度の調査を通じて、一番印象的であったのが、シリアのシャラ外務大臣・ヨルダンのハッサン皇太子、イスラエルのラビン首相、PLOのアラファト議長など多くの要人とお会いしましたが、皆さんが口を揃えたように語っていたのが日本への期待の大きさでした。

UNDOFに三十数名の自衛隊員を派遣することのは是非もさることながら、日本が中東和平にむけての積極的な外交努力や経済的支援を更に強めることなどが中東諸国人達の期待に応える真の貢献ではないでしょうか。

(たぐちけんじ・衆議院議員)

政策資料

7

1995

もくじ

卷頭言　はじめての中東の旅 ..... 田口健二 ..... 1

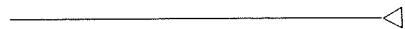
特集　1995年参議院選挙政策大綱 ..... 4

資料

[介護休業法制化関係]

- ・育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱  
（与党三会派） ..... 16
- ・内閣提出の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び新進党  
提出の介護休業等に関する法律案に対する討論（衆・本会議、社会党） ..... 17
- ・千葉景子参議院議員が浜本労働大臣に対して行った確認質問及び大臣の答弁 ..... 19
- ・育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参・労働委） ..... 21
- ・家族介護休業法制化のための育児休業法改正案の成立に当って（談話） ..... 22
- UND OF 参加に関する見解 ..... （中執委） ..... 24
- 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案の賛成討論及び  
法案のあらまし ..... （参・沖北特委） ..... 25

与党・人権と差別問題に関するプロジェクトの論点整理	27	
大手民鉄14社及び営団地下鉄の運賃改定について	(与党経済対策プロ)	28
与党政治改革協議会への改めての提言	(社会党政治改革プロ)	29
平成7年産麦価及びなたね価格の決定に当って	(社会党農水部会)	30
平成7年産麦価及びなたね価格関連対策（骨子）	(与党農水調整会議)	31
〔スポーツ振興くじ関係〕		
・「スポーツ振興くじ」問題の経過と論点について	(社会党文教部会)	32
・スポーツ振興法の一部を改正する法律案要綱		37
・スポーツ振興投票の実施等に関する法律案要綱		38
・日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案要綱		41



## 政策の焦点

I 傷だらけの国会決議	河野道夫	42
II 長良川河口堰問題を考える	石塚賢治	45

日本社会党

## I 新時代への決意と政策理念

### 1 「政策」の再生・開花をめざす

新時代のスタートとなる95年参議院選挙が目前です。この選挙は村山連立政権の成立後初の国政選挙であり、近々の総選挙をにらんだ政党・政界再編の加速する中で国民の支持を競うものです。そこでは「理念」と「政策」を明確な争点にしなければなりません。

社会党は、結党50年で成し得た成果と、たゆまず追求してきた憲法の尊重、平和・公正など人類普遍の価値の具体化を、新しく結集されようとしている「民主・リベラル新党」に引き継ぎます。こうして政界再編に清新な道を開くことによって、国民の期待するあらたな経済・社会システムの構築によって「政策」の再生・開花をめざします。

社会党は、政・官・業癒着と一党政権による政権を許さず、「連立政権の優位性」を今後も貫きます。連立にあたっては、政策合意と政権の目的の明示、政策決定過程の透明化を基本とします。

### 2 政策理念と争点の軸

社会党がめざす「民主・リベラル」勢力結集の軸となる政策理念の第一は、主権在民、基本的人権、国際協調と平和主義を明記した現行憲法の尊重と具体化です。第二は、公正、共生、平和、創造の基本価値を踏まえたモア・デモクラシー（より徹底した民主主義）の実現にあります。選挙は、この政策理念と、

これを具体化した政策とを争点として押し出して、国民に選択を問うものです。

第一の理念に関連して。社会党は、戦後50年を節目とするこの選挙で、先の戦争責任を明確にする憲法観、戦争観、歴史観を訴えていきます。これは日本が今後の世界平和に責任を持って貢献していくうえで欠かせない出発点です。

これに対し、自民党は、「新綱領」でも憲法改正の流れから脱却できず、憲法の理念に沿った政策を開けできない体質を残しています。新進党には、「論憲」と称する憲法改正論と、「責任ある政治」の名目で集団的自衛権の行使を合憲とする強い主張があります。両党とも、ともに戦争の反省を明確にできない根強い体質があります。いかに国際貢献を唱えても、アジアの国々との信頼関係を欠いたままでは、真に世界平和に責任を持つる政党とはいえません。根本的な争点です。

第二の理念に関連して。社会党は、活力を生み出す公正競争を重視し、経済の構造改革をすすめます。と同時に、市場・競争の機能にまかせるだけでは解決できない分野があることも明らかにします。福祉、環境、教育、人権、平和などに取り組む新しい公共政策、さらに、既得権益擁護の体質をあらゆる面で改革する新時代の政治、行政システムづくりの具体案を提案し、政策争点とします。

### 3 連立の方向性と課題

村山連立政権が誕生して、間もなく1年になります。社会党は、村山連立政権の成果とともに、これから「取りくむべき課題」を改めて鮮明にします。

社会党が参画した二つの連立政権は、ともに政治の枠組みを変える画期的な選択でした。先の細川連立政権は、38年間続いてきた自民党一党支配の政権に終止符をうつものであり、その一年後に誕生した村山連立政権は、社会・自民・さきがけの協力によって、改革の壁として立ちはだかる政・官・業の癒着構造の打破と政党みずからの自己改革に取り組むことを大きな課題としてスタートしました。

社会党は、今、この二つの連立政権で「やろうとした」原点に立ち返って検証し、諸改革を推進する障害になっている族議員本質の復活を阻止し、政・官・業の癒着構造の打破に果敢に挑戦していきます。特に、東京二信組腐敗事件などバブル経済の徹底究明と政治腐敗防止策の具体化をすすめます。併せて、規制緩和や内外価格差是正・円高差益の還元など、経済の繁栄を消費者・生活者にいきわたらせる新しい経済構造へ転換すること、軍縮、国際貢献の積極化など、政治・行政改革、経済構造改革、国際協調・国際協力改革を「三位一体の改革」として推進します。

## II 人にやさしい、信頼される政治

### 1 情報公開法の制定

行政をより信頼あるものにするためには、「官主導」の密室型行政を抜本的に改めることが必要です。情報公開制度は、官僚の独占状態にある膨大な行政情報を誰もが知ることができるようにするものであり、行政の透明化を確保し、国民による行政監察や的確な政策選択、政策立案への参加を促す重要な手立てです。また、政党が政策立案能力を高め、国会での政策論争を通じて、国民に現実的な選択肢を示すうえでも情報公開は欠かせません。すでに社会党は、「情報公開法案」を立案しています。また38都道府県と190以上の市町村が情報公開条例を制定しています。

社会党は、国の行革監視機関である行政改革委員会に法案要綱の策定を求め、速やかな情報公開法の制定に全力をあげます。

### 2 腐敗根絶と政治不信解消

金権腐敗の根絶と政治不信の解消が政治改革の目的であり、連立政治の大きな目標です。そして、政治腐敗の温床は政・官・業の癒着

構造と企業・団体献金にあります。

社会党は、政治家個人への献金の大幅な規制強化、政治家本人の責任の明確化（連座強化や立候補制限）などを実現してきました。そしていま、企業・団体献金の全面禁止とそれに向けた政党助成法の改善、政治資金の透明性拡大と情報公開の推進（例えば収支報告書等のコピー解禁）、高級官僚の天下り制限など引き続きあらゆる面から政治改革をめざします。

### 3 規制緩和の大胆な推進

各種の規制は、市場機能だけでは損なわれる恐れのある経済性、安全性、公共性などを確保するはずのものでしたが、現状では既得権保護の手段となって消費者の利益を侵したり、経済効率を阻害したりする場合が少なくありません。現に、規制を食い物にした政・官・業の癒着構造による政治腐敗は、国民の政治不信の引き金になっています。

市場の活性化を図り、生活の質的向上、新産業・新規雇用の創出、国際協調などに効果をあげていく観点から、着実に規制緩和をす

すめます。一方、規制緩和で影響を受ける消費者の被害の未然防止と救済、中小企業の体质強化の支援、雇用安定などの施策を充実します。あわせて公正取引委員会の機能強化など、公正競争政策を積極的に展開し、規制緩和の条件を整備します。他方、安全性や公共性、環境についての規制は確保していきます。

#### 4 行政の簡素・効率化の推進

行政機能、行政組織は今日、非常に肥大化し複雑化しています。これは一面、国民のニーズが増大し多様化するのに応じて生まれたものですが、その効率性や不透明性が問題となっています。

行政手続の簡素化・迅速化を図るために、行政手続条例の整備、行政情報の公開などをすすめます。また、タテ割り行政の弊害を是正するために、総理の指導力を発揮するための補佐・助言制度の検討、内閣官房機能の強化などにより、行政の総合調整機能の強化を図ります。行政機関の守備範囲を明確にした中央省庁の再編・合理化、規制緩和や地方分権、特殊法人の合理化などを通じて、国と地方、公的部門と民間部門との役割分担をすすめます。

行政活動や公的資金の使用が効率的に行われたかどうかを判断できるよう、行政監察制度や会計検査制度の見直しをすすめます。

#### 5 総理官邸機能の強化

社会党は、阪神・淡路大震災を教訓として、総理官邸の通信システムの整備や各省幹部の非常時参集態勢の確立、災害対策基本法改正などをすすめてきました。

さらに、総理の指揮権限を明確にするために内閣法見直しの検討、内閣官房機構・人員の強化充実、地方自治体の災害対応機能の整備、警察・消防・自衛隊等の各実務組織の出動体制と現場対応マニュアルの確立、法令の改善などをめざします。

併せて、新しい時代に対応する経済、社会、政治の仕組みの見直しの中で「官主導」から「国民主導」の政策決定の拡大のためには、官邸機能の強化は重要な課題です。社会党は、総理、官房長官などを補佐する政治家、民間人の補佐官制度の新設、官房副長官の拡充、スタッフの強化などを検討し、政党などからの政策提言との調整機能の充実をめざします。

#### 6 地方分権の推進

価値観の多様化のもとで質の高い国民生活を実現するために、日々の住民生活に直結する行政課題は可能な限り住民に身近な市町村や都道府県で行い、必要に応じて行政と住民が直接対話しながらすすめることが求められています。

こうした行政を実現するために、先の通常国会で、長い間の懸案であった地方分権推進法を成立させました。社会党は、この法律に基づいて設置された地方分権推進委員会の活動を支援し、中央集権化した行政権限や事務・事業の自治体への移譲を5年間で実現するため積極的に取組みます。

また自治体が、住民参加と住民との対話を通じて自立した行政を展開するためには、その税財源を充実し、情報公開をすすめることが不可欠です。このため、税法や財政法、地方自治法の見直しに取組みます。

#### 7 国会改革の徹底

国会改革は、政治腐敗の防止と並んで、政治不信をなくすために欠くことのできない緊急課題です。とくに、国会機能を「唯一の立法機関」として強化するとともに、国民の政治参加に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

立法機能の強化に向けては、議員提案の優先取扱い、議案の実質審査の充実、議会スタッフの機能強化、議員間の政策論争の機会確保、行政からの情報提供の促進、政党自身の

政策立案機能の強化などを図ります。また政治参加の拡大・充実に向けては、委員会の公開原則の確立、議事録など議会情報の徹底公開、国会審議中継専用テレビ局の開設などを推進します。国民投票制度の検討を促進します。

さらに、政治倫理審査会の活用と強化、両院の国会改革特別委員会の設置による継続的な取組みの保障などに努めます。

## 8 宗教法人制度のあり方の見直し

最近のオウム真理教をめぐる一連の事件に関連して、宗教団体・法人のあり方や行政の関わり方が問われています。信教・宗教活動の自由は、憲法で保障されたものであり、尊重されなければなりません。しかし、「信教の自由」に名をかりた人権侵害や脱税など反社会的行為に対しては、法に則って厳しく対処する必要があります。

また、宗教法人制度についても、戦後50年を経た今、信教の自由を守りながらもタブ

一化することなく、国民的な論議をする機会であり、見直しの検討を促進します。

## 9 市民参加の拡大こそ21世紀の目標

政治の分野では、選挙権の18歳への引下げや在日外国人の地方選挙権付与、在外邦人の国政選挙における投票機会の保障、障害者等への広報の充実や投票機会の拡充など選挙参加の拡大、直接請求制度の充実、住民投票制度の導入などに取り組みます。

行政分野においても参加の前提である情報公開の推進、オープンズマン制度（行政に対する苦情処理、市民による監察）の具体化に向け、検討をすすめます。

また、21世紀に向けて経済、社会等の領域において、政府と企業、労働組合と並んで市民の社会的、自主的活動の役割が高まっています。そのため、ボランティア活動、非営利組織（NPO）、非政府組織（NGO）に対する法人格取得や税制優遇措置等の新たな支援をめざします。

# III 安全・安心で豊かな国民生活

## 1 安全な市民生活の確保

地下鉄サリン事件、銃を使用した殺傷事件など一般市民を巻き込む事件が続発しています。市民はいつ襲われるかもしれない不安に脅かされています。

社会党は、事件の真相解明に全力を上げるとともに、銃や毒物・劇物の取り締まり強化を目的とする銃刀法の改正やサリン特別法の制定を行ってきました。このような事件を未然に防ぎ、市民生活の安全を確保し、市民に安心を取り戻すため、警察機構の改革を図ります。併せて、現場警察官の増員や処遇の改善によって、犯罪への対応力の強化や捜査力の向上を図るとともに、市民と協力した犯罪防止の環境づくりに努めます。

## 2 災害に強い「くに・まち」づくり

地震対策を強化し、道路、鉄道、港湾、学校、病院等の耐震性の向上、電気、電話等のネットワーク網の多重化、一時避難場所や耐震性貯水槽の整備等を計画的にすすめます。また、災害時の情報システムの整備、食料や医薬品の備蓄など総合的な災害対策を推進します。地震予知体制を抜本的に強化とともに、近隣諸国との共同予知研究をすすめます。

軟弱な地盤や急傾斜地、浸水被害が予想される低地等の災害に弱い地域について、災害時の被害を予測し、関係住民への周知徹底を図るとともに、総合的な土地対策と的確な土地利用規制をすすめます。急傾斜地では森林

や斜面緑地の保全、洪水氾濫危険地域では田畠や緑地等の保全を図るなど、緑の保全と活用を通じて、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを推進します。

### 3 安心と選択の高齢社会

人生80年時代に即応するため、個人の選択を重視したセイフティ・ネット（安心網）を確立していきます。普遍主義、利用者本位、地方分権を基本にした公助・自助・共助の原則で社会保障システムを築きます。それに必要な財源負担は納得できるかたちで国民に求めています。

介護が必要な人の自立と生活を支援するという観点にたって、新ゴールドプランに沿って保健医療及び福祉などの社会サービスを充実するとともに、社会党が長年提案しつづけ、成立した家族介護休業制度の普及定着を図ります。また、新たな介護費用調達のあり方を検討します。

年金を受給できるまでの雇用保障を図りつつ、60歳以降においては、希望に応じて年金と雇用との弹力的な組合せが選択できるようにします。65歳まで就業が確保される社会づくりに努力します。また、制度を安定させ、公正さが保障される方向で公的年金の一元化を図ります。

### 4 より良い医療・子育て環境の整備

高齢社会の進行を踏まえつつ、医療の質を重視した改革をすすめます。第一に、健康保持を最優先します。そのため、人間ドックの健保適用、健康診断の拡充、エイズ等感染症対策の強化などを図ります。そのため低所得者や高齢者の医療保障、保険料の地域間格差是正など国民健康保険の抜本改正に取り組みます。

医療にあたっては、医者の十分な説明と患者の選択・同意による医療が提供される「インフォームド・コンセント」を確立します。

さらに救急医の確保をはじめ救急医療を整備し、体系的な災害医療体制をつくります。また、医療保険の一元化の検討をすすめます。

子どもが健全に成長していくように子育てを社会全体で支えていく子育て支援計画（エンゼルプラン）を強力に実施します。育児休業制度の充実や、育児費の軽減、住宅の整備などの政策を進め、低年齢児保育、延長保育、一時保育などの充実を盛り込んだ「緊急保育対策5ヵ年事業」を推進します。

### 5 公正な税制改革

間近に迫った少子・高齢社会が必要とする財政需要に対応するとともに、ツケを後世代に回さないためには、税制改革は避けて通れない課題です。

この課題に応えるために、村山政権と与党三党は、勤労世代の負担が過重なものとならないよう個人所得税の改善を図りました。さらには、「豊かな福祉社会」の創造に必要な負担は、国民が相互に分かち合うことを基本に、消費税等の改革も行いました。同時に消費税については、福祉行政の充実が地方行政に負うところが大きいことから、その引上げられた税率の半分は地方消費税として地方自治体（1%）に帰属させる制度も創設しました。しかし、この税制改革では、社会党が長年主張している不公平税制の見直しについて十分な結論を得ることができませんでした。

社会党は、引き続き不公平税制の是正に取り組みます。また、資産課税の適正化に役立つ総合課税制度や消費税の逆進性緩和のための飲食料品等の軽減税率採用などをめざし、国民合意の公正・公平な税制改革をすすめます。

### 6 内外価格差是正・消費者行政の充実

最近の円高によって生じた差益について社会党は、すみやかに料金・価格の引下げによ

り消費者に還元するよう促します。また、政府による内外価格差の定期的な実態調査と情報提供を充実させます。さらに、安全性や公共性、環境の保全を確保しつつ輸入制限や政府規制を大胆に見直し、入札談合や競争制限的な取引慣行などの排除をすすめます。流通・物流システム等の革新を積極的に促進し、

「安く安全で質のよいもの」を求める消費者の要求に積極的に応えます。各種の公共料金については、その事業の公益性などに留意しつつ、利用者への情報公開や経営の一層の効率化等を図る観点から料金決定システムの見直しをすすめます。

社会党は、製造物責任法の施行（今年7月1日）に伴い、欠陥事故が起きた場合に十分な原因究明などが行われるように、国民生活センターや全国の消費生活センターの体制・機能の強化を図ります。また、悪徳商法の被害を防止するため、警察や公正取引委員会などによる摘発強化、消費者教育の充実、訪問販売法の適用拡大などの改正に取組みます。

## 7 ゆとりある住宅の整備

日々の暮らしの基盤である住宅がすべての人に保障され、その住宅が高齢者や年少者、障害者など誰にでも使いやすいように、質・量ともに整備します。

高齢になっても住み続けることのできる、真にゆとりある住宅を国民に保障するため、土地の利用や取引が適正に行われるよう的に確な規制を実施します。内外価格差の解消などと併せて、住宅の質の向上と性能に応じた適正な価格形成をめざします。融資制度の充実など住宅取得を支援します。公的な援助が必要な人には、所得に応じた家賃負担でゆとりある賃貸住宅が供給できるよう、国や地方自治体の責任で家賃補助を拡充、実施します。同時に、生活に必要な基盤を整備しバランスのとれる範囲で都市の成長を促す、住みやすさを最優先した住宅・都市政策をすすめます。

## 8 安全・便利な交通施策の推進

都市圏における朝夕のラッシュは、今や主要な交通問題となっています。

社会党は、輸送力増強やフレックスタイム・時差出勤の普及・促進のための諸政策を積極的に推進していきます。

また、社会党はこれまで駅舎等におけるエスカレーター・エレベーター等の設置に一定の成果をあげてきました。引き続き、高齢者や障害者の交通施設利用の利便性を向上させるため一定の主要な交通施設に、エスカレーター・エレベーター等の設置を義務付けるなど、人にやさしい交通施設の充実に努めていきます。

21世紀に対応した、高速交通体系の確立は地域格差を是正する意味からも重要です。新幹線整備・地方空港の整備など高速交通体系ネットワークの充実を図ります。また、都市鉄道・地下鉄の整備、バス交通環境の整備、離島や過疎地における交通手段を確保します。そのため、国費助成を充実するとともに自治体と協力して、交通網の整備・拡充に努めます。

## 9 差別撤廃と人権擁護

社会党は差別を撤廃するとともに、多様性が尊重される寛容な社会づくりに努めます。このため、人種差別撤廃条約をはじめ、国連における人権規約や協定・条約の早期批准をはかるとともに、部落差別撤廃を目的とする「部落解放基本法」、アイヌ民族の権利擁護のための新規立法の実現をめざします。また、在日韓国・朝鮮人をはじめとする定住外国人の権利の擁護に努めます。

市民生活の現場から差別をなくし、一人ひとりの人権を育んでいくために、人権擁護委員制度の拡充・改革をすすめるとともに、学校やコミュニティーでの人権教育の充実をはかります。

## 10 男女共同参画社会の実現

実効ある男女雇用平等法を実現するために、募集・採用、配置・昇進など雇用の全分野の差別を禁止するなど均等法の改正に取組みます。また、選択的夫婦別氏制度の導入や女性だけに設けられている再婚禁止期間の廃止、婚姻最低年齢を男女同じとするなど民法等の女性差別条項を見直し、改正します。

女性の地位向上を進める国機関を強化するにあたり、女性問題担当の国務大臣を常設化し、閣議及び男女共同参画推進本部に女性の意見を反映させます。また、国や自治体の審議会等における女性の割合については、男女同数を基本目標とし、2000年までに20%とする取組みを強めます。そのために、クオータ（割り当て）制などの特別措置を講じて行政への積極的参加を促進します。今秋、北京で開催される第4回「世界女性会議」に積極的に参加し、成功をめざします。

## 11 障害者の自立支援策の充実

ノーマライゼーション（共生社会）の理念に立ち、「障害者対策に関する新長期計画」を推進するため、障害者版ゴールドプランの策定を進めます。また、障害者の自立した生活を実現していくために、ケアシステムの充実、住宅の確保、所得保障を図るとともに、障害者雇用促進法の運用の強化を図ります。

また「障害者基本法」に基づいて、各自治体で障害者基本計画を策定し、地域で具体的な取組みをすすめます。さらに、ハンディキャップを持つ人々が安心して生活を送れるように、福祉機器の開発・普及、幅の広い歩道の整備や段差の解消、公共施設のエレベーター等の設置など福祉のまちづくりをすすめます。

## 12 個性重視・ゆとりある教育

学歴偏重、受験競争の画一主義的な教育の

中で子どもたちはゆとりを失い、いじめによる自殺など深刻な状況に陥っています。今こそ「子どもの権利条約」の理念の具体化をすすめ、子どもと未来のための教育改革を急がなければなりません。

社会党は、学校・地域・家庭の役割と連携のあり方や詰め込み教育を見直し、学校五日制を促進し、カリキュラム改革をすすめます。高校への希望者全入や、大学入試は資格試験に改めるなど、選抜から選択を重視した制度改革の実現をめざします。このような改革を実現するため、政府・自治体・地域、学校の各レベルでの対話と合意形成の場づくりに取組みます。

家計での教育費負担の増大が、少子化社会の重要な要因となっています。社会党は、育英奨学金や私学助成の拡充などを通じて、教育費負担の軽減をめざします。

## 13 生涯にわたる学習と余暇の充実

教育・労働・余暇を世代間区分としてではなく、生涯にわたる自己実現の探求としてとらえ、職業能力の向上が権利として保障され、学習成果が適切に評価される社会をめざします。学校の地域開放やリカレント教育（社会人が再び学校に入るなど生涯教育一つ）をはじめ、多様な学習機会の整備充実に努めます。また、豊かで潤いのある国民生活を実現するために、誰もが手軽に文化的諸活動・スポーツに参加し、楽しむことができる環境の整備を進め、地域に根ざした文化やスポーツの振興を図ります。

これから日本は、伝統的文化や「巧みな職人の技」を守りながら、かつ文化の発信地にならなければなりません。社会党は、フランスの十分の一にも満たない文化予算を、当面一般会計の1%に引き上げることをめざします。芸術文化振興基金の拡充や企業のメセナ活動への支援に努めます。

## 14 環境保全の総合的推進

水俣病など公害健康被害者の救済を最優先で実現します。環境アセスメント法を制定、住民参加や情報公開をすすめ、環境保全の整備・充実を図ります。生活様式を使い捨て型からリサイクル型に改めるよう取り組み、ごみの減量化、再資源化（再利用、再生利用）などに全力で取組みます。

環境・省エネを重視した政策、NOx（窒

素酸化物）、SO<sub>x</sub>（二酸化硫黄）、CO<sub>2</sub>（一酸化炭素）の規制をはじめ、大気、水質、騒音など生活環境の規制数値の達成や強化に取組みます。地域は全地球の一部であり、自然と共生する視点に立ち地球環境の保全に取組むNPO、NGOとの連携を重視します。開発と環境保護を両立させる視点から、94年に制定された環境基本法にそって、安全、安心で豊かな生活を担保する行政を推進します。

# IV 活力と社会的責任のある産業・経済

## 1 円高対策・内需主導型経済への転換

最近の円高は、いわばドル安の裏返しであり、必ずしも日本経済の基礎的条件を反映したものとはいえません。しかし、円買いの背景に、日本の国際経常収支の巨額の黒字累積があることは確かです。その改善に実をあげないかぎり、構造的な円高傾向を抑えることはできません。

社会党は、国際的な「宿題」でもある日本の内需主導型経済への構造転換を積極的にすすめます。そのために、新産業の育成、社会资本の充実にあらゆる政策を実施します。次に、大胆な規制緩和により市場開放・輸入促進の効果を確保します。また円高メリットの還元、勤労者の実質所得の向上などにより、消費需要の拡大を図ります。さらに中長期的には、これにより産業空洞化を防ぎ、雇用の創出に取組み、適正な安定的為替相場の実現をめざします。

## 2 日米貿易不均衡の解消とWTO

日米間の自動車・同部品協議は合意に至らず、米国政府は不当にも一方的措置として制裁候補リストを公表しました。

日本は、米国側が部品購入計画の上積み改定など数値目標アプローチや一方的な制裁措

置を中止するよう求め、WTOなど国際ルールに基づいて、協議の場を二国間から多国間の場に移行し、世界各国に受け入れられる合意をめざしています。

わが国は、世界経済の長期的・持続可能な成長をめざし、バランスの取れた自由貿易を維持するための責任と役割が求められています。そのため、世界経済の安定的成長と雇用拡大を図る観点から、労働時間の短縮や社会的生活資本の整備などを通じて内需主導型の経済構造への転換をすすめます。

## 3 活力ある新産業の創出と産業構造の転換

最近の急激な円高にともない、産業空洞化への懸念など、日本経済の構造的問題がクローズアップされています。21世紀を迎えるわが国の経済・産業が活力と安定を確保するためには、新たな企業家精神の発揮と技術開発によって新産業・新規事業分野を開拓し、経済フロンティアを積極的に拡大していくことが必要です。

このため社会党は、民間事業者の自由な活動や輸入・対日投資を阻害している不要な規制を抜本的に見直すなど、公正競争条件の整備をすすめます。また既存の産業の事業革新や情報通信のインフラ整備を支援するととも

に、ベンチャー企業の育成、科学技術分野への財政支出などの思い切った拡充強化を図ります。21世紀を見通した産業構造の転換に積極的に取組み、雇用の安定に努めます。

#### 4 労働時間の短縮の実現

完全週休二日制を実現するために、97年4月から全ての事業所において週40時間労働制への移行が円滑に行われるよう、適用猶予事業所に対しては、前だおし実施するなど行政指導や必要な援助を行います。また、欧米諸国並みの年次有給休暇の実現をめざし、当面、ILOの有給休暇条約(132号)の要請である「最低3労働週(週休二日制なら15日)」の実現をはかります。また、介護休業制度の普及定着を図るとともに、病気休暇・看護休暇等の制度化などに取組みます。さらに、ILO教育有給休暇条約(140号)を批准し、長期研修休暇の普及促進をはかるとともに、有給教育休暇制度の確立に取組みます。時間外休日労働については男女ともに年間150時間以内、休日労働については、4週間に1回に制限し、「過労死」をなくします。

#### 5 農林水産業の安定的発展

ガット・ウルグアイ・ラウンド(UR)の農業合意後、わが国の農林水産業の安定的発展のため、自給率の向上、安全で安定的な食糧の供給、農林水産業の振興と所得政策の導入、環境保全型農業の推進などが求められています。

社会党は、このため「食糧・農業・農村基本法」の制定を目指します。同時に、世界的視野から食糧農業問題に取組む国際連帯機構の創設をめざします。また、UR後の国内対策事業費約6兆円の有効活用として、生産・生活基盤の一体的整備、中山間地域の活性化、農業後継者の育成と新規就農者への助成などの推進をはかります。本年11月に施行される「新食糧法」においては、国の責任による

備蓄や生産調整などの新しい管理制度の適正な運用につとめます。さらに、みどり豊かな国土保全のために、国有林・民有林など森林・林業対策の強化に尽力します。

政府は来年度に国連・海洋法条約を批准する予定です。このため、栽培漁業など資源管理型漁業の一層の推進・強化、漁業資源調査の拡充・強化などに積極的に取組みます。

#### 6 情報通信の展開

社会党は、生活者・利用者の視点からの情報通信施策をすすめていきます。とくに少子・高齢化に対応する医療・福祉ネットワーク、地域格差・一極集中是正、暮らしの多様化に応える行政サービス、消費活動や趣味・娯楽の豊富化、そして家庭と世界を結ぶ国際化など、国民の暮らしに高度情報技術、マルチメディア技術を活用していきます。情報通信の利用機会が、地域、世代、ハンディキャップの有無などにより格差が生じることのないよう、サービス拡充や使いやすく安価な機器とソフトの研究・開発をすすめます。

また、大地震などの災害に強く、被災者生活情報などに対応できるきめ細かさを併せもつネットワークの展開を図ります。

#### 7 中小企業への支援

新産業・新規事業分野を開拓し、わが国の産業構造の転換をすすめる上で、企業家精神に富み、小回りのきく中小企業やベンチャー企業の役割が大きくなっています。

社会党は、中小企業における従業員福祉などの労働条件の改善・向上、下請取引の近代化・適正化、公正な競争の促進等に努めます。また、意欲的な中小企業の新分野進出や創造的事業活動を促進するため、一昨年成立した「中小企業リストラ法」や今年の通常国会で成立した「中小企業創造活動促進法」を活用し、金融・税制面等での積極的な支援をすすめます。

このところ、急激な円高など経済の構造的变化の影響を受けて中小企業では倒産件数の増加や雇用情勢の悪化の兆しが表面化しています。このため社会党は、先に連立与党・政府で策定した緊急円高・経済対策を適切に実施し、経営環境の悪化している中小企業に対する緊急支援に全力をあげます。

## 8 リサイクル型経済への転換

現在の日本は産業優先社会で、資源を大量に使い捨て、環境を壊す資源使い捨て型の経済社会です。このような経済構造が地球環境や地域の生活環境を悪化させてきました。産業は自然に害を残さない限りで資源をとりだし、環境に適合するかぎりの財を生産する原則を立てるべきだと考えます。

社会党は、先の国会で、一般家庭用太陽光発電システムの普及・促進を図るための予算増額や容器包装リサイクル法の成立に積極的に取組み、成果をあげてきました。さらに、省資源・省エネルギー化、再生資源の積極的活用、ごみの排出抑制などを積極的に推進し、大量生産・大量消費型から環境保全・資源リサイクル型経済社会への転換を図る施策をすすめます。

また、環境への影響の少ない再生可能エネルギーの一つである水力発電を今後とも推進するため、水力発電施設周辺の自治体への交付金制度の拡充を検討します。

## 9 科学技術の振興

21世紀の活力を支える「科学技術立国」をめざします。そのために、科学技術を「未来への先行投資」として位置づけ、基礎科学、基礎技術の研究の充実に取組みます。現在の政府研究開発費の増額と法律の整備充実を図ります。

人類にとって今後のフロンティアは、宇宙と海洋、生命の分野にあります。また、新素材、電子工学、生物、原子力、地震・火山、気象などの分野で人類と自然環境との調和をめざした科学技術の発展に努めます。原子力発電についても、安全性を重視しつつ、高レベル放射性廃棄物やその処理などの研究と、クリーンエネルギー・代替エネルギーの開発研究を促進し、将来の脱原発社会をめざして取組みます。

また、科学者、研究者の自主的で自立した研究を保障し、あらゆる分野で創造的・独創的な人材育成に努めます。

# V 平和の創造と国際社会への貢献

## 1 自衛隊の縮小と再編

社会党は、冷戦後の国際情勢に相応しい防衛力の縮小と再編成に努めます。冷戦が終り、国家間戦争の脅威が遠のく一方、領空侵犯などの予想しがたい危険が生じる可能性があることから、自衛隊が冷戦時代に維持してきた規模を縮小するとともに、装備や運用態勢を見直します。また、阪神大震災での経験を生かして、自衛隊が大規模災害に迅速に対応できるように、訓練の充実、装備・態勢を整備します。このため、防衛計画大綱を抜本的に

見直します。

これからの時代は、とくにアジア太平洋地域における安全保障の枠組みを整備していくために、積極的役割を果たすことを期待されています。このため、社会党は平和のための対話や交流、軍縮・軍備管理の推進に全力をあげます。

## 2 国連の改革と再生

創立五十周年を迎える本年、国連は、開発や環境、人権といった21世紀の地球的課題

に的確に対応できるように、根本的な改革を行う必要があります。そして、平和に徹してきた経済立国である日本こそ、そうした国連改革の先頭に立つ責任を有しています。

このため、社会党は、安全保障理事会の民主的改革、社会経済理事会の権限強化、非政府組織（N G O）の関与の拡大、国際司法裁判所の機能強化などの実現に努めます。また、「憲法の禁止する武力行使はしない」立場から、日本が安全保障理事会において積極的役割を果たすことをめざします。

### 3 国際軍縮への貢献

社会党は、ヒロシマ、ナガサキの被爆体験をもつ国として、核兵器の使用が国際法上、違法であるとの認識に立って、地球規模での核廃絶を目指にしながら、核実験全面禁止条約、核兵器用物質製造禁止条約、核先制不使用宣言、核保有国による大幅核軍縮などの実現をめざします。とくに、全面核実験禁止条約の締結に全力をあげるとともに、合意に際してはその署名式を広島か長崎で開催するよう働きかけます。

また、通常兵器移転登録制度への参加と開発援助とのリンク、武器輸出の抑制と民需転換に向けた技術・財政支援との引替えなど、政府開発援助（O D A）を途上国における軍縮の促進に積極的に活用することをめざします。

### 4 国際平和と人道救援のための人的協力

社会党は、国連平和維持活動・人道的国際救援活動・国際緊急援助活動の分野において、国民合意の上に平和憲法の精神に相応しい人的貢献を積極的に行います。

このため、自衛隊の待機態勢を整備しつつ、自衛隊とは別組織によるP K Oなどへの参加のあり方について検討します。また、非軍事分野での人的貢献をすすめるために、国際緊

急救援隊が対象とする分野の拡大と待機態勢の強化の実現をめざします。

平和維持隊（P K F）の本体業務の凍結解除については、十分な国民的議論を踏まえて結論を得る必要があることから、慎重に対応します。

### 5 人間優先の開発援助

政府開発援助（O D A）の世界最大の供与国となつたいま、これまでの成果を生かしつつ、人間優先の考え方方に沿ってO D Aの内容・体制の抜本的改革を図ることが求められています。

このため、O D Aに占める教育・保健・衛生など基礎生活分野の拡大、環境分野に重点を置いた人づくり援助の体制強化、N G Oによる援助活動への財政支援などを取組みます。また、開発途上国の軍縮促進、人権保護のために、O D A大綱を積極的に運用します。

また、援助理念の具体化、援助の総合的実施、援助実施体制の一元化などを図るために、「国際開発協力基本法」の制定をめざします。

### 6 地球環境保全への貢献

公害に苦しみ格闘しながら高い環境技術を生み出してきた経験をもつ日本として、地球環境の保全に向けて、わが国は今後ともその資金力と技術力を積極的に活用していくなければなりません。

このため、環境保全のための援助の増大に引き続き努力とともに、地球環境の保護に向けた人的協力や人づくり、技術移転に貢献します。

また、わが国の海外進出企業が外国において、公害たれ流しをはじめとする環境破壊の原因（者）となることのないように、多国籍企業行動基準の制定をめざします。

### 7 アジアとの共生

アジア諸国と深い経済的・文化的結びつき

をもち、アメリカと緊密な二国間関係をもつ日本こそ、アジア太平洋地域における経済協力と平和協力に向けて、中心的役割を果たすべきです。

平和協力の分野では、アジア太平洋の域内諸国間の安全保障対話の促進、信頼醸成措置の具体化に努めるとともに、北東アジアにおいても安全保障の枠組みづくりをめざします。また、朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化をはかります。

経済協力・統合の分野では、アジア太平洋経済協力（APEC）大阪会議を成功させ、域内貿易の自由化を段階的にすすめます。また、環日本海経済圏など地域的な多国間経済協力を推進します。

また、アジア諸国との眞の共生・協力関係をめざすためにも、先の戦争における侵略行為と植民地支配に対する反省を明確にし、あわせて未来への平和の決意をつねに明らかにしていきます。

社会党の新刊情報

最新刊

# よくわかる選挙実務Q&A

A5判/160ページ/定価1,500円

選対実務者のための完全選挙マニュアル

発売中

よくわかる  
「選挙実務Q&A」



後援会づくりから、選挙事務所の設立・運営、秘書・組織・広報・演説行動・財政までを部門別に完全フォロー。選挙運動に関する実務的なノウハウを満載。95選挙を勝ち抜くために必読の一冊です。

好評既刊

よくわかる  
「新・選挙制度Q&A」

監修 日本社会党選挙対策委員会

A5判/80ページ/定価1,000円(税込)

政治改革4法の成立で、選挙はどうかわったのか、をQ&A方式でわかりやすく解説。

95election  
選挙政策シリーズ1  
重要政策Q&A

政権中核政党・社会党の新しい重要政策を1問1答で解説。

A5判/56ページ/定価600円

お問い合わせ・お申し込み●日本社会党機関紙広報委員会

電話 03-3592-7515 ファックス03-3581-3528

# 資料

## 〔介護休業法制化関係〕

91年5月の育児休業法制定以来、介護休業の法制化が懸案となっていたが、今回、現行育児休業法が改正され、同法の中に新たに介護休業制度が設けられることになり、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立支援法に拡充された。

一般職非現業の国家公務員及び裁判官については、94年6月成立の勤務時間法及び裁判官介護休暇法により同年9月から認められ、特別職の国家公務員のうち裁判所職員、国会職員等については、勤務時間法の準用等により同様の措置が認められた。また、国家公務員のうち四現業職員及び一般職の地方公務員については、国に準じて労使協定及び条例・規則等の整備が進められてきた。

今回の育休法改正にあたり、四現業職員及び一般職の地方公務員について、勤務時間法による介護休暇制度に準じた措置が同法の中に規定されることになった。

1995・5・16（衆院労働委員会）

## 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

※与党三会派（自由民主党・自由連合、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけ）が提案したもの

### 1 介護休業の制度等に準ずる措置の明確化（第二十条第二項関係）

介護休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、事業主が講ずるよう努めなければならないとされている必要な措置は、「介護を必要とする期間、回数等に配慮した」ものでなければならないことを明確にすること。

### 2 第二条の規定〔介護休業の制度等に関する規定〕の施行前の措置（附則第二条関係）

事業主は、第二条の規定〔介護休業の制度等に関する規定〕の施行前においても、可能な限り速やかに、同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族

介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の例による介護休業の制度を設けるとともに、同法第十九条第二項の規定〔勤務時間の短縮等の措置に関する規定〕の例による措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

### 3 検討（附則第三条関係）

政府は、第二条の規定〔介護休業の制度等に関する規定〕の施行後適当な時期において、介護休業の制度の実施状況、介護休業における待遇の状況その他の同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行状況、公的介護サービスの状

況等を総合的に勘案し、必要があると認めるとときは、家族を介護する労働者の福祉の増進の観点から同法に規定する介護休業の制度等について総合的に検討を加え、その

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

#### 4 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

1995・5・18（衆議院本会議）

## 内閣提出の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案 及び新進党提出の介護休業等に関する法律案に対する討論

（日本社会党・護憲民主連合）

永井孝信

私は、自由民主党・自由連合、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけを代表して、ただいま議題となっております内閣提出の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対して賛成し、新進党提出の介護休業等に関する法律案に対し反対の立場で討論を行うものであります。

少子・高齢化の急速な進展、核家族化、共働き世帯の増加等の社会的変化の中で、老親等家族の介護の問題は、育児の問題とともに、わが国社会が対応を迫られている国民的重要課題となっております。老親等家族の介護は、多くの場合、女性の肩に重くのしかかっており、特に、女性が働き続けようとする場合の大きな制約条件となっているのが実情であります。

この介護問題に対処するためには、国全体として総合的な介護対策を進めることが重要であり、介護サービスの一層の充実を図ることが基本とならなければなりません。このため、先般、政府において従来の「高齢者保健福祉推進10か年戦略」、言わゆるゴールドプランを見直し、大幅に拡充して、新ゴールドプランを策定したところであります。家

族による介護が止むを得ない場合には、労働者にとっては、仕事と介護とを両立させるための緊急的対応措置として、介護休業制度が極めて重要な意義を有するのであります。

したがって、この制度を中小零細企業に働く方々も含め広く円滑に普及させることができます。

政府案は、この要請に応えるため、すべての働く方々に一定の基準の制度が保障されるよう、法律ですべての企業に一律に介護休業制度を義務づけることとしており、われわれはまず、この点を高く評価するものであります。加えて、これまで介護の問題は多くの場合、女性の肩に重くのしかかっておりましたが、この立法を契機に、男性も介護に主体的に関わることが、より可能となり、男女共同参画型社会の形成という観点からも、そういうことが期待されるのであります。

他方、介護休業制度をすべての企業に義務づけることは、企業に雇用管理上の一定の負担を強いることになります。従って、介護休業の法制化に当たっては、家族による介護や労働者の雇用の継続の必要性と企業の負担との調和が図られるようにする必要があります。

政府案は、このような点に配慮し、介護休業について、法律上の労働者の権利として最低基準を設定するとともに、これを上回る部分については、企業の努力義務として労使の自主的な努力を促す一方、政府においても十分これを支援していくこととしております。このような対応の仕方こそ、最も現実的、かつ、制度の確実な定着を可能にしていくものと確信致します。

具体的には、介護休業期間については、介護を必要とする家族を抱えた労働者にとっては、症状等がある程度安定するまでの間の休業の緊急性、必要性が高いこと等にかんがみると、政府案のように、最低3か月を保障することとすることが適切であると考えます。

3か月程度の期間があれば、介護に当たる家族が介護を通して介護される者の症状等をよく把握し、その後の介護に関する長期の方針を決めることができるようになると考えられます。また、交代で家族が介護に当たる道も開かれておりませんので、家族による介護を必要とする期間が3か月を超えるような場合にも、対応が可能あります。

1年など、より長期間の介護休業期間とすることについては、一人の家族に介護を委ねることの問題のほか、中小零細企業の負担等を考慮すると、企業に一律に義務づけるのは困難であると考えます。

次に、介護休業の取得回数についても、政府案のように、最低基準としては、介護を要する家族一人につき1回とすることはやむを得ないと考えます。

一人の労働者が同一家族に対して何回も介護休業を取得できることとすることについては、期間を1年とすることと同様の理由で、企業に一律に義務づけるのは困難であると考えます。さらに、施行時期についても、介護休業制度の普及率が、育児休業を法制化した際の普及率19.2%よりもなお低い、16.3%にとどまっていること、過去の立法例に

おいても3年程度の準備期間がおかれていること、などからみて、施行には十分な準備期間が必要であり、政府案が平成11年4月1日としていることは妥当なものと考えます。

なお、政府案については、労働委員会において3点にわたり修正がなされました。最低基準を上回る措置を講じる事業主の努力義務規定について、論議の焦点となった介護休業の期間、回数等に配慮すべきことを法文上明らかにするとともに、法施行前でも介護休業制度ができる限り早期に導入されるよう、事業主に努力義務を課すこととされましたが、これによって政府案は、より妥当なものとなったと考えております。さらに、法施行後適当な時期に制度の実施状況、公的介護サービスの状況等を勘案し、介護休業の期間、回数等も含め、必要な見直し検討を行うことが必要だとわれわれは考えておりましたが、その旨法文上明らかにされたことも評価できます。

以上の点から、われわれは、政府案に賛意を表するものであります。

これに対し、新進党が提出された介護休業等に関する法律案は、介護休業制度に関し、休業の期間及び回数、対象家族の範囲、要介護状態の定義の、いずれをとっても政府案より高い水準となっております。しかし、そうした場合には、労働者にとっては選択の幅がそれだけ広がることは確かですが、他方の当事者である企業にとっては、それだけ負担が増すことになるわけでありまして、中小零細企業も含め、すべての企業に対してこれを最低基準とすることは、現状の実態から離れて企業の雇用管理にあまりにも過大な負担を強いるものと言わざるを得ません。加えて、これらを直ちに施行しようとするのは、特に中小零細企業にとって実施が困難となり、かえって法の実効が確保されなくなる恐れがあります。

以上のことから、われわれは、新進党案には反対であります。

最後に、老親等家族の介護の問題は、今回の介護休業等の法制化によってすべて解決されるものでは決してありません。特に、いわゆる「寝たきり」や痴呆症のお年寄りの介護の場合など、要介護期間が3か月や1年で終わることは少なく、これを全面的に家族が負担することが極めて困難であることは、老親介護をめぐり痛ましい事件が起っていることからみても、明らかです。従って、国や自治体はもちろん、与野党を超え、国民全体が協力して、新ゴールドプランの着実な実施等公

的介護サービスの整備を図ることが必要であることを強調しておきたいと思います。

また、労働者が老親等の家族の介護の必要に直面した場合には、退職することなくその必要を充たすことができるよう、個々の企業においては、この法律案の趣旨に沿い、労使間の自主的な努力によって、労働者の実情と必要に十分配慮した適切な解決が図られるよう強く期待するとともに、政府においても十分これを支援していくよう強く要請して、私の討論を終ります。

1995・6・1（参議院労働委員会）

## 千葉景子参院議員が浜本労働大臣に対して 行なった確認質問及び浜本労働大臣の答弁

※平成会の都築謙参院議員のものを含む

【1】介護休業期間及び回数について労働者の権利としての最低基準たる介護休業制度の内容を上回る部分については、労使の自主的な努力により決定されることが望ましく、このことについては、政府としても、事業主の努力を促すべきではないか。

→ 法で定める介護休業制度に関する最低基準を上回る部分については、法第20条第2項で事業主の努力義務が定められており、これに基づき労使の自主的な努力により決定されることが望ましい。労働省としても、法第20条に基づき、事業主が講すべき措置に関して定める指針において、最低基準を上回る期間、回数について必要な措置が講じられることが望ましいものであることに配慮すべき旨を示し、これに基づいて事業主に対し

啓発指導する。

【2】介護休業制度の導入を事業主に一律に義務付けするのは平成11年4月1日からとなっているが、それまでにおいても、できるだけ早期に介護休業制度が導入されることが望ましく、政府としてもそれを促進すべきであると考えるがその方策はどうか。

→ 労働省としては、各事業所においてできるだけ早期に介護休業制度が導入されることが望ましいと考えており、そのため、特に中小企業に配慮しつつ奨励金等も活用して啓発し同及び援助に鋭意努力する。

→ 《平成会の質問に対し》 介護休業制度については、まず、第1に制度の円滑な普及に努めることとしており、制度の普及状況を的確に把握するとともに、必

要かつ適當と判断される場合には、関係審議会に議論してもらう。

【3】介護休業をする労働者に対して、育児休業給付と同様の経済的援助を行うべきであると考えるが、どうか。

→ 介護休業をする労働者に対する経済的援助のあり方については、指摘の点をも念頭に置きつつ介護休業制度の施行の日までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じる所存である。

【4】要介護状態の定義、家族の範囲及び休業申出期間についても最低基準を上回る措置の導入について労使による努力が行われるよう啓発指導を図るべきではないか。

→ 要介護状態、家族の範囲及び休業申出期間については法第20条2項の事業主の努力義務に含まれており、政府としても法に基づきこの趣旨が徹底するよう啓発指導に努める所存。

【5】労働者が、介護休業の申出又は介護休業をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがあってはならないことであり、その旨を本法に基づく指針に明記し周知を図るとともに、事業主に対して指導を徹底するべきではないかと考えるが如何か。

→ 介護休業の申出又は取得を理由として不利益取扱いしてはならないことは介護休業を労働者の権利と認めたことから当然のことである。育児休業については、労働大臣が定める「指針」において育児休業の申出又は取得を理由とする不利益取扱いをしてはならない旨示しており、介護休業についても「指針」にその旨明らかにするとともにこれに基づく啓発指

導等を行う方向で検討する考えである。

【6】介護休業期間中の社会保険料の労働者負担分については、今後そのあり方を検討すべきではないかと考えるが、如何か。

→ 社会保険料の労働者負担分の問題については、今後関係省庁と十分相談してゆく。

【7】附則第3条で「施行後適当な時期」において、介護休業の制度等について見直し検討を加えることとしているが、政府としてはどのような時期が適当な時期と考えているのか。《平成会》

→ 附則第3条により、介護休業制度等に関する規定の施行後適当な時期において介護休業の制度の実施状況、介護休業中に置ける待遇の状況その他の施行状況、公的サービスの状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、介護休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされたが、施行後3年を目途に検討を行うこととしたい。

【8】「要介護状態」の定義について、政府案では「常時介護を必要とする状態」となっているが、円滑な介護休業の取得が確保されるような運用が図られるべきではないかと考えるが、如何か。《平成会》

→ 「要介護状態」の判断基準については、特別養護老人ホームの入所判定基準を参考に策定する予定であるが実際の介護休業制度の運用に当たっては、労働者に過度な証明などが求められることなく円滑な介護休業の取得が可能となるよう、事業主に対し必要な周知啓発に努める。

【9】「期間を定めて雇用される者」も、契約が反復更新されている場合など、実質的に期間の定めなく雇用される者と同一視される場合には、介護休業制度が適用されると解せるか。《平成会》

→ 有期雇用が反復継続された場合の介護休業の適用については、実質的にその

契約が期間の定めのない労働契約とみられるかどうかという観点から実態に応じ個別に判断すべきものである。特段の事由のない限り雇用契約が更新されているような場合には、期間の定めのない契約として取り扱い、介護休業制度が適用されることがあると考える。

1995・6・1（参議院労働委員会）

## 育児休業等に関する法律の一部を 改正する法律案に対する附帯決議

少子・高齢化社会の中で労働者が仕事と育児・介護との両立を図り、職業生活においてその能力を有効に発揮できる環境を整備するため、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じるべきである。

1 介護休業制度が義務化されるまでの間においても、各事業所における可能な限り早期の介護休業制度の導入を推進するため、中小企業に対する配慮を行いつつ、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

2 事業所における介護休業及び勤務時間短縮等の措置の制度化に当たっては、介護を必要とする期間・回数等について、法で定める最低基準を上回る内容となるよう、労使の努力を促すよう努めること。

3 育児休業及び介護休業の取得者の代替要員確保のための対策の充実強化を図ること。

4 介護休業中の経済的援助については、介

護休業が義務化されるまでに検討を進め、その結果に基づき所要の措置を講じること。

5 介護休業制度の対象者に期間雇用労働者であっても事実上期間の定めなく雇用されている者が含まれることについて、周知徹底を図ること。

6 介護休業及び勤務時間短縮等の措置を取得したことによる不利益取扱いが法の趣旨に反することについて周知徹底を図ること。

7 介護対策の推進に当たっては、介護休業のみならず、介護労働力の確保、企業の福利厚生の充実、労働者に対する相談・援助体制の強化等を含む総合的な施策を推進すること。

8 男女労働者がともに充実した職業生活と家庭生活を送ることができるよう、固定的な性別役割分担意識のは正と育児・介護等を通じた家庭生活と職業生活の両立の重要性について広く社会の関心と理解を深める

- ための広報啓発活動を行うこと。
- 9 家族看護休暇について調査研究を行うこと。
- 10 法の施行後、介護をめぐる制度の整備状況、介護休業の取得状況等を踏まえつつ、必要がある場合は速やかに関係審議会に法の見直しについて諮問すること。

11 介護等に対する対策を充実させるため、関係機関の人員・体制の強化を図ること。

右決議する。

1995・6・5

## 家族介護休業法制化のための 育児休業法改正案の成立に当たって（談話）

日本社会党政策審議会長  
関山信之

1 本日、参議院本会議において、家族介護休業法制化のための育児休業法改正案が可決・成立了。これにより、中小零細企業の労働者であっても、配偶者、父母、子、配偶者の父母や特別な事情のある祖父母などが常時介護を必要とするようになった場合に、対象家族1人につき1回、連続する3か月間の休業または勤務時間短縮が最低限保障されるほか、それ以上の期間についても、介護休業や勤務時間短縮などの措置を講じることなどが事業主の努力義務とされることになる。同居や扶養が要件とされていないから、配偶者や兄弟姉妹などで交代で介護すれば、一年間の家族介護も可能である。

公務員については、すでに昨年6月に成立した非現業の国家公務員に係る勤務時間法などにより、「3ヶ月以内」の介護休暇が認められており、今回の法制化で、官民男女全労働者について介護休業が法制化されるに至ったわけで、わが国男女労働者の

職業生活と家庭生活の両立を保障する体制が大きく前進することになった。

2 周知のように、われわれは4年前、1989年7月の参院選で実現した参議院における与野党逆転状況のもと、当時野党であった社会、公明、民社、社民連の4党と連合参議院（現在の民主改革連合）が共同の育児休業法案を提出しつつ、結束して政府・自民党に対し粘り強く育児休業の法制化を迫った結果として、これを実現した。

今回の老親等家族介護のための休業の法制化は、1993年7月の衆議院選挙後に迎えた連立政権時代にあって、社会党が新旧の連立政権を通じ一貫して、政府の責任者として、また政権与党の一員として、政府予算編成作業などの中で他の連立与党や政府・労働省に積極的に働きかけてきた結果である。特に、今回の法制化は、介護休業制度の普及率が16.3%と、育児休業の法制化の際の普及率19.2%よりもさらに

低い中で実現したものであることを指摘しておきたい。

- 3 今日、高齢者介護政策の基本方向としては、昨年9月発表された、社会保障制度審議会の「社会保障将来像委員会第2次報告」でも指摘されているように、家庭内の役割分担や老親扶養に対する考え方も変化する中で、高齢者が「家族介護」に依存せずに、自立した生活を送ることができるような「社会介護」の確立が求められている。そうであればこそ、わが党も先般、高齢化社会にむけた税制の抜本改革との関連で「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」を大幅に見直し、上積みして「新ゴールドプラン」を策定するよう主張し、実現をみたのである。

しかし、現実的には、わが国では社会サービスの立ち遅れにより、私的に解決せざるを得ない場合が多く、働き続ける意思を持ちながらも、老親等の介護のために退職を余儀なくされる労働者（その大半は女性）が少くないのが実情である。このため、国全体として総合的な介護対策を進めることが重要であり、介護サービスの一層の整備・充実を急ぎつつも、緊急的な対応策として、介護休業制度が実現することはきわめて重要な意義を有するものである。

- 4 今回可決・成立した政府案は、1992年7月に労働省が策定した「介護休業制度等に関するガイドライン」、昨年7月の「専門家会合報告」、そして何よりも、昨年12月の公労使三者構成による婦人少年問

[参考資料]

国家公務員、地方公務員の育児休業、介護休暇の適用について

			育児休業	介護休暇（休業）
国家公務員	一般職	非現業 現業	国家公務員育休法	勤務時間法20条
	新法52条			
	特別職	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法で国家公務員育休法を準用	裁判所職員臨時措置法で勤務時間法を準用
	裁判官	裁判官育休法	裁判官介護休暇法1条に基づく最高裁規則	
	国会職員	国会職員育休法	国会職員法24条の2に基づく勤務時間、休暇等規程	
	消防庁職員	国家公務員育休法13条において同法の規定を準用	自衛隊法54条2項に基づく總理府令	
地方公務員	その他		——	——
	一般職	非現業 現業	地方公務員育休法	新法52条
	特別職	——		——

(注) 「その他」の特別職国家公務員（大臣、大使、国会議員等）のうち労働者性のあるものとしては、国会議員の秘書が考えられるが、職務の特殊性、勤務時間が法定されていないなどの点から対象とされていない。

特別職地方公務員においても同様の扱いとなっている。

題審議会の建議を踏まえて立案されたものであり、また、わが党の基本的考え方、意見が概ね取り入れられたものであった。これに対し、国会審議の中では、介護休業の期間、回数、施行期日等をめぐって新進党（参議院では平成会＝新進党・公明）から対案が提出された。

われわれは、連合の要請等も踏まえ、与野党合意による法制化の実現をめざして精一杯努力した。そして、自民党、新党さきがけとともに、①事業主は最低基準を上回る措置を講じるよう努めなければならないこととしている政府案について、その際休業の期間と回数に配慮すべきことを法文上明確にする、②施行前でも介護休業制度を導入するよう事業主に努力義務を課す、③施行後見直し検討を行うことを法律に明記する——の3点にわたる政府案修正を提案したが、共産党を含め参議院の新緑風会や二院クラブなどの野党各会派の賛成は得られたものの、新進党（参議院では平成

会）の理解と賛成がとうとう得られなかつたことは、きわめて残念である。

5 今回の法制化の実現により、老親等家族介護の問題が全て解決されるわけではないことは、改めて言うまでもない。迎えつつある超高齢化社会に対応して、「新ゴールドプラン」の着実な実施など公的介護サービスの整備を図っていかなければならない。また、ILO156号条約や165号勧告が各国に求めるところであり、かつ、欧米諸国ではすでに社会常識となっている、配偶者や子どもの突発的事故や病気のための休暇である「家族看護休暇制度」についても、本人の病気休暇と併せて法制化するという課題が今後に残されている。

われわれは今後、男女労働者がともに職業生活と家庭生活の両立を図れるようにするため、家族介護休業制度の定着を図るとともに、これら残された課題に引き続き取り組んでいく決意である。

1995・5・11（中央執行委員会）

## UNDOF参加に関する見解

1 UNDOFへの輸送部隊の派遣は、PKF（平和維持隊）本体への直接的な後方支援を主任務とする初めてのケースでありPKF本体業務との一体性を完全に排除できないこと、緊急事態が生じた場合カナダ部隊司令官のコマンド下に入るわが国の派遣部隊が撤収および武器使用について独自の原則を貫けるかどうか疑問が残ることなど、わが国のPKO参加原則に係わる重要な問題が明らかとなった。

2 以上の理由から、UNDOF参加の決定を下すことは時期尚早であると判断せざるをない。  
3. 今後、党として引き続きUNDOF参加に係わって提起された諸問題について整理に努めるとともに、国民合意の上に、わが国がPKOに参加・協力できる体制の方について具体的提言を行う。また、中東和平の実現と中東諸国との社会経済開発に向けた政策についても検討をすすめる。

1995・5・17（参議院沖北特別委員会）

## 沖縄県における駐留軍用地の返還に 伴う特別措置に関する法律案（賛成討論）

日本社会党・護憲民主連合  
淵上貞雄

私は、日本社会党・護憲民主連合を代表し、ただいま議題となりました「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案」について、賛成討論を行います。

ちょうど50年前、沖縄本島では日米両軍の作戦目的を遂行するため、「鉄の暴風」と形容されるほど激しい砲爆撃が続き、長く激しい国内地上戦闘が行われていました。

「最後の一兵まで」という日本軍の方針が住民にまで貫徹された結果、正規軍人をはるかに上回る住民犠牲者がいました。沖縄での戦闘が終結したとき、一般の沖縄県民犠牲者数は15万名前後にものぼると推定されています。当時の沖縄県人口約60万人のうち、実に千人に1人が戦没されたことになります。

戦争が終った後も、東西冷戦の深まりを背景に、主要な基地は返還されることなく、やがて朝鮮戦争を契機に、米軍は沖縄を「太平洋の要石」と位置付け、極東最強の軍事基地を建設して、27年にも及ぶ軍事支配を継続しました。施政権が返還された後も、今日なお全国の米軍専用基地の75%が沖縄に集中しています。沖縄戦からちょうど50年を経たわけですけれども、50年前の沖縄がおかれた姿から、本日議題となっております本法案をみつめて見ること、このことが、私には大変大切なことだと思われてなりません。

さて、沖縄における広大な駐留軍用地の存在を十分に認識し、駐留軍用地を計画的に返還し、跡地の総合的かつ計画的な有効利用を

促進していくための特別措置を講じること、これが本法案に賛成する主な理由ですが、採決に当って何点か意見を述べたいと存じます。

「返還後の軍用地跡地に補償すべき法的根拠がない」からと、返還後の地主への補償を全面的に否定したり、補償はするが、国と「貸借契約を結んでいる地主に限る」と差別をする、など立法の過程では様々な意見がありました。

しかし、様々な経過を克服して、ついに本法案成立の運びとなったこと、このことにたいして、まず、原案提出者の皆さん、及び関係議員の皆さん、議会関係者に心から感謝したいと思います。次に修正案についてです。

第一に、現在、駐留軍用地料に依存している市町村財政にとって、給付金支給額の限度設定は、跡地利用計画等を推進するうえから重大な影響が出てくるものと思われます。ついては、市町村財政への影響にたいして、激変緩和措置として特別交付金等、特段の配慮によって有効な措置を講じるよう、政府に要請するものです。

第二に、駐留軍用地を計画的に返還し、跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進することが本法案の本旨であることから、政府は施行にあたっては、常に立法の精神を尊重して対処するよう求めます。

第三に、原案の「国の負担割合等の特例」や「国有財産の譲与等」の規定が削除及び不十分な規定になりましたが、今後、跡地利用

計画等に支障のないよう特段の配慮を求めます。

最後に、先の大戦で沖縄において、そしてすべての地域で亡くなられた人々に、戦後50年のこの年に、心から追悼の気持ちを表して、賛成討論を終ります。

94. 6. 23 提出

(上原康助君8名提出 129国会 衆12)

95. 4. 27 衆・沖北委

95. 5. 9 衆・本会議

95. 5. 17 参・沖北委

95. 5. 19 参・本会議

1995. 5. 26 (官報より抜粋)

## 法 令 の あ ら ま し

◇沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（法律第102号）（沖縄開発庁・防衛施設庁）

所有者に通知するよう努めるものとすることとした。（第5条関係）

1 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並に住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とすることとした。（第1条関係）

5 国は、沖縄県知事及び関係市町村長の意見を聴き、返還が合意された駐留軍用地について、返還実施計画を定めなければならないこととした。（第6条関係）

2 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならないこととした。（第3条関係）

6(一) 国は、駐留軍用地を所有者等に返還する場合においては、その者の請求により、原状回復措置等を講じるものとすることとした。

3 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者等は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が8の市町村総合整備計画及び9の県総合整備計画に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとすることとした。（第4条関係）

(二) 国は、返還跡地の所有者等が当該土地を使用せず、かつ収益していないときは、当該所有者等に対し、返還日の翌日から3年を越えない期間内で、3千万円を限度として賃借料を基準として政令で定めるところにより給付金を支給するものとすることとした。（第7条及び第8条関係）

4 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を

7 沖縄県知事又は関係市町村長は返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国にあっせんを申請することができることとした。（第9条関係）

1995・5・19

## 与党・人権と差別問題に関する プロジェクトの論点整理

人権と差別問題に関するプロジェクト

座長 上原康助  
座長 岩崎純三  
座長 鳩山由紀夫

### 共通認識の確認について

与党・人権と差別問題に関するプロジェクトは、同和問題の基本政策をはじめ、日本における人権政策について今まで8回の会議を開き、鋭意検討を進めてきた。今日までの議論の経過を踏まえると、以下の項目を共通認識として確認することができる。

第一 「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する条約」を批准することは、わが国の人権政策確立・人権問題解決に有効であり、早期に締約・批准することが重要である。政府もすでに早期批准の必要性を表明している。

締約・批准に向けた条件整備として、各条文の扱い、国内法整備等のあり方について政府部内で具体的検討を行うことが必要である。

与党・人権と差別問題に関するプロジェクトとして、与党・政策調整会議等を通じて、政府に早期批准と具体的検討作業の実施を求めていく。

第二 部落差別の今日的状況について、先に総務庁地域改善対策室より「平成5年度同和地区実態把握等調査」報告書が公表された。政府においては「同和問題の早期解決に向けた方策のあり方」を検討すべく、地

域改善対策協議会総括部会・小委員会において調査結果の評価と課題整理が行われている。

与党・人権と差別問題に関するプロジェクトにおいても、同和問題の重要性に鑑み、部落差別の今日的状況を踏まえ、同和問題の抜本的早期解決に向けた方策のあり方について、政府与党が一体となり、何らかの法的措置を含めて、十分かつ速やかに検討していくことが必要である。

### 今後の進め方について

同和問題の早期解決にむけた方策のあり方については、部落解放同盟および全国自由同和会の2団体よりなされた要請等、これまでの議論を踏まえ、今後も地域改善対策協議会の議論の動向を尊重しつつ、同和問題の抜本的早期解決をはじめとする人権政策の立案について、与党プロジェクトとして合意しうる成案をえるよう、集中して議論を行う。

人種差別撤廃条約の早期批准に向けては当面、政府部内での検討作業を促進し注視する。今後とも必要に応じて、国際的に人権活動を行っているNGO（IMADR、アムネスティ・インターナショナル等）からのヒアリング等も行っていく。また「国連人権教育の10年」など政府の取り組み状況、学識経験者のヒアリングなども行っていく。

## 大手民鉄14社及び営団地下鉄の 運賃改定について

連立与党経済対策プロジェクトチーム

- 公共料金については、昨年11月の与党方針を受けた、『今後の公共料金の取扱いについて』の閣議了解（平成6年11月18日）において、現下の厳しい情勢の下で、安易な引上げは厳に慎み、経費の削減等事業経営の徹底した合理化を図ることとされている。大手民鉄14社及び営団地下鉄の運賃改定については同閣議了解に基づき、厳正な検討を加え、適切に対処すべきであるが、同閣議了解においては、「民間企業の事業に係る公共料金については、その公益性に配慮しつつ、民間の自主性を尊重し、活力を引き出す。」ものとして位置づけられている。
- 民鉄及び営団地下鉄事業は、受益者負担のもとに通勤・通学輸送をはじめ、国民の日常生活に必要不可欠な都市の基幹的な旅客輸送サービスを提供している。近年、これら事業においては、輸送力増強（複々線化、ホーム延伸など）による混雑緩和の促進や安全・サービス施策の充実が強く求められる環境にあり、このため民鉄においては平成4年度から8年度までの第8次輸送力増強等投資計画（総額2兆円）を、また営団地下鉄においても新線建設によるネットワークの拡充等を着実に実施してきているところである。このため、昨今においては、それぞれ運輸収入の約4割及び5割に達する設備投資を行っている現状にあり、その結果、ラッシュ時の混雑率は、複々線化、増発、長編成化等により大幅に緩和され、7年度には、東京圏については運輸政策審議会答申（平成4年6月19日）の当面の目標である180%が実現し、大阪圏についても150%台に改善される見通しとなっている。更に、車両冷房化のほぼ100%達成、エスカレーター・エレベーターの整備拡充、立体交差化の進捗等が図られる他、利用者の様々なニーズに対応すべく、時差・土休日割引回数券の一斉導入も計画されている。
- 今般の運賃改定については、その增收の相当部分はこれらの多大な設備投資による資本費負担増に対応したものであり、民鉄及び営団地下鉄事業の安定的な遂行のために必要かつ止むを得ないものである。また、改定率は物価上昇率を上回らざるを得ない性格のものと思料されるが、最近における物価の安定傾向の下で改定されるものであることに鑑みると、運賃改定が利用者に及ぼす影響に対しても細心の注意を払い、慎重に対処する必要がある。
- かかる観点から、本プロジェクトチームは、1月19日に運賃改定申請が行われて以来、行政手続法上の標準処理期間である4ヶ月を経過することにも鑑み、その早期認可は止むを得ないと判断するが、政府に対し、今般の運賃改定について、利用者サービス向上策の着実な実施、透明性の確保

・情報公開はもとより、一層の経営の合理化・効率化等により、可能な限り改定率の圧縮を行うよう求めるものである。これに加えて、以下の点に十分留意すべきである。

- (1) 今般の運賃改定が輸送力増強、サービスの向上、安全対策の徹底等利用者の日常生活の質的向上に不可欠なものである点につき十分説明し、その理解を得ること。
- (2) 鉄道事業は地域独占的性格が強いことから、利用者の意向がその事業経営に適切に反映されるよう、定期的に調査を行う等利用者の意向の把握に努めること。
- (3) 阪神・阪急の運賃改定実施に関し、不通区間復旧までの間、利用者に対し、現

行運賃据置き措置を講ずること。

- (4) 設備投資に伴う資本費負担の軽減を図るため、税制等の公的支援のあり方について検討を進めるとともに、エスカレーター、エレベーターをはじめとする高齢者、身障者等の移動制約者施設整備に対する公的助成の拡充に努力すること。
- (5) 定期運賃割引は、基本的に事業者の経営判断事項であるが、利用者間の負担の公平等の観点から、そのあり方について引き続き検討を進めること。
- (6) 今後の運賃改定に際しては、現在検討中の旅客運賃設定方式のあり方等に関する検討成果が反映されるよう適切に対応すること。

## 与党政治改革協議会への改めての提言

1995・5・31

日本社会党  
政治改革推進プロジェクト

与党政治改革協議会においては、在外邦人選挙権問題、政治資金収支報告書等の謄写問題に関する2プロジェクトの設置など、国民が求める政治改革の推進に関して熱心な議論と検討が進められており、その果実についても期待できるところまで到達している。

国民はこうした議論と検討を評価しつつ、具体的な成果を求めており、その要請に応え果実を実らせることこそ与党3党の責任であると考える。

従って社会党として、与党協議をより実りあるものとするため、改めて以下の点について提起し、検討を要請する。

### 記

#### 1 在日外国人の地方選挙における選挙権の付与

最高裁判決を受けての立法政策課題であり、関係者の期待も高まっていることに鑑み、政策的検討を前進させることが与党の責任と考える。永住等の一定の条件を満たす在日外国人に対して、地方選挙における選挙権を付与することを決断、合意し、速やかに立法的検討に入るべきと考える。

なお、本問題は、わが国の民主主義と地方自治の発展の観点から検討すべきであるとともに

もに、特別永住者等の歴史的経緯にも鑑み、相互主義は採用すべきではないと考える。

## 2 政治資金規正の推進の視点に立った政党助成制度の改善

民主主義のコストとしての国民負担によって政党助成制度を設けながら、助成を受けるために政党が資金集めに奔走するのは、政治資金規正の主旨に反し、助成制度に対する国民の理解と信頼を損ねるものといえる。

与党として、野党の理解も得られるうる「3分の2」条項の撤廃を今国会中に実現させるべきと考える。

## 3 政治資金収支報告書等の謄写解禁

既に昨秋において与党間で基本合意に達している問題であり、プロジェクトも設置されている。先の政治改革関連4法制定の主旨に

も照らし、写真撮影は直ちに解禁することとし、謄写全般については一定の経過期間後、全面解禁とすべきと考える。なお、「法改正について一定の検討期間を設けることより、「法施行に当たり一定の経過期間を設ける」とことが、政治資金の透明性拡大という要請に的確に応える道であると考える。

## 4 在外邦人の国政選挙における投票機会の保障

与党プロジェクトにおいて鋭意検討が進められており、自民党からも建設的な提案が行われ、各党委員において基本的な合意に達しつつある。社会党としては主張は持ちつつも与党合意の形成を大切にしたいと考える。実施を前提に政府において直ちに法案の検討作業に入りつつ、与党として野党にも働きかけるべきと考える。

1995・5・31

# 平成7年産麦価及びなたね 価格の決定に当たって

日本社会党農林水産部会

国産麦については、作付面積は依然として大幅に落ち込み、出回り数量も実需者と合意している契約基準数量を大きく下回っており、ついには自給率が10%を切るという厳しい状況が続いている。こうした状況を踏まえ、基幹作物である麦の作付意欲が喚起されるよう政府買入価格を決定するとともに、生産振興、流通改善、需要拡大等の関連対策を早急に充実・強化しなければならない。

1 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ、最近の急激な円高に伴う麦加工

30

製品の輸入増大などにより、麦生産者は、今後の麦作に大きな不安を抱いている。麦類が我が国の基礎的な食糧であるとの位置付けを明確にし、麦作農家が安心して生産に励めるよう、自給率の向上を基本とした中長期的な生産振興策・経営対策を講じるとともに、麦作農家の営農の中長期的な安定にも配慮した価格運営に努めること。

2 平成7年産麦の政府買入価格は、国産麦を巡る危機的な状況を踏まえ、再生産の確

保と生産意欲の喚起を図るため、現行価格を維持すること。

3 麦加工製品の輸入増大は、国産麦類に影響を及ぼすことを考慮し、国産麦の需要拡大対策（学校給食等への用途拡大、加工利用技術開発等）を強化するとともに、品質の向上と流通の改善を図るために、高品質共同乾燥調製・ばら流通施設の整備改善対策を充実・強化すること。

4 生産コストに大きな割合を占める農業機械、肥料、石油製品等の資材については、最近の急激な円高による差益を速やかに還元し、安価に供給されるよう適切な措置を講じること。

5 地域の営農条件に即した良質で加工適性

に優れた用途別品種の早期開発・普及を図るため、試験研究体制を強化すること。また、収益性向上のため、麦作の高水準技術の開発・普及を強化すること。

6 緑肥作物の導入等、土壤や環境を保全し、持続可能型農業を振興する措置を強化すること。

7 農業生産基盤整備の一層の充実を図ること。

8 なたねは、地域の貴重な特産農作物であり、現行価格を維持するとともに、その生産の確保、品質の向上を図るために、必要な措置を講じること。

以上

1995・5・31

## 平成7年産麦価及び なたね価格関連対策（骨子）

### 与党農林水産調整会議

- 1 麦作の基本的位置づけ（長期見通しにおける将来方向の明確化）
- 2 生産性・収益性の向上を促進するとともに、品質の向上や流通の円滑化を図るために、対策の充実・強化
  - (1) 二毛作の振興等生産態様に応じた麦作振興を推進
  - (2) 土づくりの一環としての緑肥作物の導入等の営農指導の推進及び生産の組織化、規模拡大を促進
  - (3) 共同乾燥調整施設・共同利用機械の整備及び機能高度化の促進

- (4) 土地基盤の整備等を一層促進
- (5) 円高対策を促進する中での生産資材費の節減を推進
- 3 品質改善、需要拡大のための優良品種の早期開発・普及、加工・利用技術の開発等の促進

スポーツ議員連盟は、5月11日に「スポーツ振興くじ」関連3法案（要綱を資料掲載）を今国会に提出する方針を確認し、それを受け各党で党内手続きが進められた。

社会党文教部会は、2年間にわたる検討と討議の積み重ねを経て、導入目的の明確化や運営・助成面での透明性の確保などの改善を図ってきた成果を受けて、法案を基本的に了承した（資料「経過と論点について」を参照）。

さらに、国民的関心を呼んでいることから、代議士懇談会、参議院議員総会を通じて全党的な論議も深めてきた。しかし、各党とも党内手続きが完了せず、今国会での法案提出は見送られた。

6月15日の政審役員会において、これまで積み上げられてきた論議の経過については了承した上で、「今後は、本法案を基にして、青少年に与える影響への不安の解消等、国民的な理解が一層進むよう引き続き努める」ことが確認された。

1995・5・16

## 「スポーツ振興くじ」 問題の経過と論点について

社会党文教部会

### 経過

#### 1 スポーツ議員連盟

「スポーツ振興くじ」については、超党派のスポーツ議員連盟（桜内義雄会長）が、プロジェクトチームを設置し、93年11月より10回にわたる慎重な検討を行ってきた。94年5月19日にその検討結果である「『スポーツ振興くじ』制度の考え方について」（以下「大綱」と、これからの日本がめざすべきスポーツ振興政策（「スポーツの構造改革－生活に潤い、メダルに挑戦」）をとりまとめスポーツ議連は6月3日にこれを了承した。

スポーツ議連は、この「大綱」に基づき、その後、日本PTA全国協議会をはじめとする各種団体との意見交換を進めてきたところであるが、95年5月11日の役員会で、今国会において法案を提出し成立を図る方針を

確認した。

#### 2 社会党の対応

文教部会は、部会内にスポーツ振興対策委員会を設置して検討を行うとともに、3名をスポーツ議連プロジェクトのメンバーとして選出した。社会党の主張のポイントは、①「まずスポーツ振興くじありき」の立場にたつではなく、日本のスポーツ振興政策として何をめざし、そのための財源をどのようにして確保するのかを明確にする、②運営や資金の配分にあたって公正さ・透明性を確保するため、厳正なチェックシステムを構築する、③青少年に与える影響などについて配慮する、④国民的な理解を得るために合意形成に努める—ことであり、これを基本に、同プロジェクトへの対応を行ってきた（詳細は「主要な論点」参照）。

この結果、「大綱」は、社会党の主張が反映されたものになっており、92年5月の党

文化・スポーツ政策調査会見解案で示された懸念は概ね解消されるものと思われる。

94年5月26日の文教部会では、1/2の国庫納付制度については制度導入の趣旨からいって疑問との意見が出されたが、この点に関しては引き続き検討を行うとした上で、「大綱」に基づき法案化作業に入ることが了承され、経過について政審役員会、政務委員会（5月31日）及び正副部会長会議（6月2日）に報告を行った。

また、本年の統一自治体選挙において、「社会党は、運営や助成に係る情報公開の義務づけ規定など公正さ、透明性を確保できる制度の実現」をめざすことを公約している。

95年5月11日の文教部会では、以上の経過を再確認し、要綱に基づく討議を行った結果、今国会において法案を提出し成立を図ることが了承された。今後は、委員会審議を通じて、制度導入の趣旨が十分に活かされるよう最善の努力を尽くすことにしたい。

## 主要な論点について

### 1 「スポーツ振興くじ」導入の目的と必要性について

[「スポーツ振興くじ」の導入によって何を目指すのか？]

一言で言うと、学校体育中心から地域スポーツクラブ中心へと、スポーツの構造改革を進めることである。日本では明治以来、学校体育が主流を占めてきた。会社による労務対策としての企業スポーツはあっても、欧州で定着しているような地域スポーツは一般的には不在であった。「文化としてのスポーツ」「国民の権利としてのスポーツ」という認識も、日本ではまだ希薄である。

日本にもようやく、地域に密着した欧州型スポーツクラブを理念に掲げるJリーグがスタートし、新たな状況を迎つつある。これ

をどう根づかせていくか。サッカーにとどまらず、各地域にスポーツ文化の拠点を生みだしていくことが、これから課題となる。子どもからお年寄りまで、さらに身体障害者も気楽に集れるコミュニティーのスポーツクラブを定着させ、緑の芝生の上で誰もが気軽にスポーツを楽しむといった光景が自然となるようにしたい。そして子どもたちはプロコーチから指導を受ける。このような環境や、裾野の広がりの中から、高い技術を持ったプロが育っていくことが望ましい。

[具体的にはどういう構想をもっているのか？]

スポーツ議連では、こうした問題意識に立ち、スポーツ振興政策をまとめている。それは、中学校区を単位としたコミュニティーにおけるスポーツクラブを基本とし、それらを総合的に支援する「広域スポーツセンター」を全国に300ヶ所ほど設置し、さらに全国的に指導、援助を行う「ナショナル・スポーツセンター」を設置する構想である。

コミュニティーでは、学校・大学・企業のスポーツ施設の開放を進めるとともに、夜間照明やクラブハウスなどの整備を行う。広域・ナショナルセンターでは、総合的なスポーツ施設やトレーニング施設が必要になる。

また、今後はソフト面の整備も重要になってくる。現状のコミュニティースポーツは、ボランティア指導者の善意による、経験に基づく指導によってかろうじて支えられているのが実態である。スポーツ科学に裏付けられた適切な指導という面からも、広域・ナショナルスポーツセンターにおいて指導者の養成・研修を行うとともに、プロインストラクターをコミュニティースポーツクラブに派遣したり、活動プログラムやノウハウ、スポーツ情報を提供する機能が必要である。

[構想を実現するには、どれだけの財源が必要か？]

こうした構想を実現するためには、膨大な財政措置が必要である。

中学校区単位で住民の6割が週2回スポーツを楽しむという前提でスポーツ施設の整備を行うとすると、用地費を除いても14兆円程度必要になる。また広域・ナショナルスポーツセンターなどの所要経費にしても、今後10年間で1.3兆円～2.5兆円程度の財源が必要になると想定される。

#### [必要な財源は、国的一般予算から支出すべきではないか？]

今の財政事情を考慮すれば、それだけで賄えというのも無理がある。文部省の体育局が直接スポーツ振興に使える年間予算は400億円程度に過ぎない。関係13省庁のスポーツ・健康関係の予算を集めても4900億円程度である。

既存財源の一層の充実に努めることはもとよりであるが、新たな財源の開拓も必要である。どの財源で対応するかは、施策の性格によって判断すべきである。

#### [寄附金を募ればいいのでは？]

寄附を好まない国民性や、スポーツ振興基金への民間寄附金が当初の思惑をはずれ40億円程度で低迷している現状を考えれば、それほど期待できない。今回の「スポーツ振興くじ」は「寄附+夢+知的ゲーム」の性格を併せ有していることを明確にしておきたい。

#### [スポーツ観戦料に対して目的税を徴収すればよいのでは？]

それも一つの方法かもしれないが、目的税の性格上、かなりの増税が必要だし、そのような強制的な徴収が望ましいのかどうか、検討を要する。

#### [スポーツ振興くじの導入によって、既存財源が削減されるのではないか？]

「スポーツ振興くじ」の導入によって、既存財源が削減されたり、国の責任が軽減され

るものではないことは言うまでもない。

昭和36年に制定されたスポーツ振興法では、第3条で「国及び地方公共団体は、……ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない」と明記されており、スポーツ振興法の抜本的な見直しも必要である。この点は、スポーツ議連プロジェクトでも中長期的な検討課題として確認されている。

その他にも、中長期的検討課題として、①スポーツ振興に関連する関係省庁の施策の総合化、②スポーツ省（スポーツ庁）の設置、③国民体育大会等の在り方の見直し等がスポーツ議連のスポーツ振興政策の中で確認されている。これらについても今後具体化を図り、本格的に取り組んでいかなければならない。

## 2 懸念されている問題点について

### (1) くじの健全性

#### [ギャンブルをどう捉らえるか？]

個人の価値観にもよるが、公営競技に関して言えば、地方財政やスポーツ・文化の振興など公益的な役割を果たしてきたことや、国民のレジャーの一環としての存在価値も一般に認められており、問答無用で罪悪視する傾向も摇らいでいることを考慮するべきだろう。社会党も、かつて公営競技廃止の方針をとった時期もあるが、現在では「公営競技は規制すべきものであって禁止すべきものではない」(公営競技対策特別委員会、1977年)との立場である。

#### [「スポーツ振興くじ」はギャンブルではないのか？]

「スポーツ振興くじ」は、以下のようにギャンブル性を可能な限り薄め、既存の公営競技とは全く異なるものとして構想されている。

\* 当選確率が極めて低い(100万分の1程度)

Jリーグの2節の全試合（現在14試合）を対象とし、それぞれ勝ち、負け、延長またはPKによる決着の3通りの結果を予想した場合、的中率は478万分の1（競馬の8枠連勝複式は36分の1）。

- \* 競技場では券を販売せず、翌節までいて全試合が終わらなければ結果が判明しない（競馬などで人がややもすると理性を失いがちになるのは、目の前でレースが繰り返し行われることによる）

- \* 当選金の上限は1～2億円
- \* 当選金の還元率を50%以内（公営競技は75%）

このように、「スポーツ振興くじ」はギャンブルというより、スポーツ振興のための寄付としての性格が強い。ただ、それだけではおもしろくないから、夢を買い、試合結果を予想し、楽しんでもらおうという発想なのである。

[「スポーツ振興くじ」ではなく、予想行為の入らない宝くじを追求すべきでは？]

当たり外れに賭けるという点では、宝くじもギャンブルにならないのか疑問。昨年から宝くじでも「ナンバーズ」を発行し、予想行為的なものが入った宝くじが発行されている。

[スポーツをギャンブルの対象とすると、勝ち負けのみにこだわるようになるのでは？]

射幸心をあおらない範囲での予想である以上、そのような心配はあたらない。

## (2) 厳正なチェックシステムの構築

[利権の温床となるのではないか？]

くじの具体的システムを検討する際、留意しなければならない点が、運営や資金配分にあたっての公正さ、透明性の確保であり、そのための厳正なチェックシステムの構築である。日本船舶振興会の不透明な資金配分や恣意的な運営が問題になっているが、これを教訓として、くれぐれも利権の温床にならないようなシステムにしなければならない。

そのため、社会党は、①実施主体を特殊法人にすること（日本船舶振興会は財団法人である）、②特殊法人内部の自己チェック、国の指導・監督、国の審議会によるチェックという三重のチェックシステム、③国の審議会の人選も含めた抜本的な改組、充実、④運営や助成に係わる情報公開の義務づけを強く主張し、これらは「大綱」にも明記されている。

### [実際の運用に当たってチェックシステムが機能するのか？]

この様に、他の公営競技と比べても厳正なチェックシステムが考慮されているが、制度自体に百分率はありえない。最終的には、国民がどれだけ監視の目を光らせるかにかかっている。その意味で、情報公開の原則は重要な意味を持つ。運営・助成に関する情報公開を「大綱」にわが党の主張により挿入できた。これは他の公営競技にはない規定であり、さらに当初努力規定であったのを、社会党の要求で義務規定へと改めさせたものである。この規定は、今後、他の公営競技の見直し論議にも影響を与えるであろう。

さらに、運営原則として、①審議会の審査結果の国会への報告（委員の出席、質疑応答を行う）、②運営に関する政省令、交付要綱等の制定の際、国会関係者の意見の反映、③運営にあたる特殊法人・指定法人の役員の任期制、天下りの禁止――などについて、国会審議の際に立法者の意思として明確にし、会議録に残すことを追求したい。

### [収益が、導入の趣旨にそって適正に配分される保障はあるのか？]

厳正なチェックシステムとあわせて、地域スポーツ振興に重点的に配分する旨を、国会審議の際に立法者の意思として明確にし、会議録に残すことを追求したい。

## (3) 青少年に与える影響への配慮

[くじを18歳以下に販売しないことにしたのは何故か？]

この点はスポーツ議連でも議論になった点である。①年齢制限を設けるとかえって暗いイメージになる、②教師も説明に困る、③諸外国でも年齢制限をしているのは少数である、などの議論もあった。しかし、国情の違いもあり、青少年に与える影響について不安を抱く国民も多い中で、新しく制度を発足させることを考慮して、社会党は慎重を期すよう求めた。

[青少年に悪影響を与え、教育的配慮に欠けるのではないか？]

子どもたちは様々なメディアを通じて情報を摂取するのであって、大人たちが好ましいと考える無菌室に閉じ込めておくことは不可能である。仮に「スポーツ振興くじ」を導入しなくとも、賞品による擬似サッカーくじなどは現在でも行われている。情報化時代の中で、子どもたちが自立し、主体的な判断力を養えるよう支援することこそ教育の課題と言える。教育の足りない点をギャンブルの責任に転嫁すべきではない。

### スポーツ振興くじの当せん金の所得税非課税について

今国会で成立をめざしているスポーツ振興くじ制度において、当せん金の課税問題をどう考えるかについては、この制度が、「所得あるところに課税あり」の例外として非課税扱いとなっている「宝くじ」と比べて、制度の公益性・透明性等の点で均衡のとれたものであるか否かを基準に判断するのが適当と考える。

※公営競技（競馬・競輪・競艇・オートレース）における払戻金は、一時所得として課税される。

### スポーツ振興くじと宝くじの各方面における比較

#### 1 払戻金の割合が低く、公益のために使用される割合が高い

スポーツ振興くじの払戻金の割合は、宝くじと同様、売上げの50%以内（公営競技の払戻割合は75%）とされ、残り約50%から経費を除いた収益を、スポーツの振興と国庫納付に充てることとしているため、公益のために使用される割合が高く、所得税を課す以前に、十分公益に資する制度として構築されている。

#### 2 収益の使途の公益性が高く、範囲も明確である

宝くじの収益は、地方公共団体の一般税外収入として、地方公共団体の公共的な事務に充てられる点で公益性の高さを担保している。

一方、スポーツ振興くじの場合は、収益はスポーツ団体が行うスポーツ振興事業に対して助成され、それが地域のスポーツセンターやそこで行われる住民のためのスポーツ事業という公益性の高い事業に充てられる点で、宝くじと遜色のない公益性の高さを持っている。

また、収益の使途は、法令によりその範囲が明確にされるものであり、曖昧になる恐れはない。

#### 3 制度の透明性を高める配慮がされている

宝くじは、地方公共団体が実施主体である点で収益の分配主体に対する信用を担保している。

一方、スポーツ振興くじの場合は、実施主体が特殊法人である点で宝くじに匹敵するものであり、さらに、くじ業務の実施及び収益の支給に当たっては、政令で定める審議会によるチェックをかけることを法律で明記するとともに、情報公開を法律上義務付けるなど、既存の公営競技と比べて透明性の確保に格段の配慮を払っている点で、宝くじに比べ何ら遜色がない。

#### 4 当せん者の把握が容易で脱税の口実になりにくい

公営競技の場合は、的中者が多いため脱税の口実に使われやすいが、スポーツ振興くじの当せん確率は宝くじに近く（約 100万分の 1）、当せん券の購入者の把握が容易であり、

脱税の口実にはなり得ない点で、宝くじとこれまた同様である。

以上の点を総合的に判断すれば、スポーツ振興くじの払戻金については、宝くじと同様、所得税を課さない取扱をすることが適当と考える。

## スポーツ振興法の一部を 改正する法律案要綱

### 第一 スポーツの水準の向上のための措置

国は、スポーツの水準の向上のための措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たっては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとすること。

（第14条第2項関係）

### 第二 プロスポーツの選手の競技技術の活用

国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たっては、プロスポーツの選手の高度な競技技術の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないものとすること。（第16条の2関係）

### 第三 スポーツ院

一 文部大臣は、二の業務を適正かつ確實に行うことができると認められる財団法人を、全国を通じて一に限り、スポーツ院として指定することができるものとすること。（第17条の2関係）

二 スポーツ院は、スポーツの振興に関し特に優れた業績に対して受賞し、並びに

スポーツの振興に関し功績顕著な者を三のスポーツ院会員とし、及びスポーツ院会員に対して年金を支給する業務を行うものとすること。（第17条の3関係）

三 スポーツ院には、スポーツ院会員を置くものとともに、スポーツ院会員は、スポーツ院に対し、スポーツ院会員の候補者を推薦することができるものとすること。（第17条の4関係）

四 スポーツ院は、スポーツ院会員に対する年金の支給の業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために基金を設けるものとすること。（第17条の8関係）

五 その他スポーツ院に係る業務規程、事業計画、区分経理、役員の専任及び解任、立入検査、監督命令、指定の取消等に関し所要の規定を整備すること。（第17条の5から第17条の7まで及び第17条の9から第17条の12まで関係）

### 第四 施行期日

この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行の日から施行すること。（付則関係）

# スポーツ振興投票の 実施等に関する法案要綱

## 第一 目的

この法律はスポーツ振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することを目的とすること。

(第1条関係)

## 第二 定義

この法律において「スポーツ振興投票」とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によって投票をさせ、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部省令で定める割合（以下「合致の割合」という。）に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいうものとすること。（第2条関係）

## 第三 スポーツ振興投票の施行

日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができるものとすること。（第3条関係）

## 第四 スポーツ振興投票の対象となる試合

一 スポーツ振興投票の対象となる試合は、第八の一の法人（スポーツ振興投票対象試合開催機構。以下「機構」という。）が開催するサッカーの試合（以下「対象試合」という。）とすること。（第4条関係）

二 対象試合に出場する選手、監督及びコーチ並びに対象試合の審判員は、機構に登録された者でなければならないものとすること。（第5条関係）

## 第五 スポーツ振興投票の実施

### 一 スポーツ振興投票の実施回数

センターは、文部省令で定める年間の実施回数の範囲を超えてスポーツ振興投票を実施してはならないものとすること。（第6条関係）

### 二 試合の指定

センターは、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、対象試合のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合を指定するとともに、指定の内容その他必要な事項を公示しなければならないものとすること。（第7条関係）

### 三 スポーツ振興投票券の発売等

センターは、券面金額百円のスポーツ振興投票券を発売することができるものとするとともに、スポーツ振興投票券二枚分以上を一枚で代表するスポーツ振興投票券を発売することができるものとすること。（第8条関係）

### 四 スポーツ振興投票券の購入等の禁止

1 19歳に満たない者は、スポーツ振興投票券の購入又は譲受けをしてはならないものとすること。（第9条関係）

2 機構に登録された選手、監督、コーチ及び審判員並びにスポーツ振興投票に関する政府職員その他のスポーツ振興投票に関する者は、スポーツ振興投票券の購入又は譲受けをしてはならないものとすること。（第10条関係）

### 五 スポーツ振興投票券の再交付

スポーツ振興投票券は、再交付しないものとすること。（第11条関係）

## 六 払戻金の交付等

- 1 機構は、二により指定された個々の試合（以下「指定試合」という。）の結果を確定し、センターに通知しなければならないものとすること。（第12条第1項関係）
  - 2 センターは、1による通知を受けたときは、スポーツ振興投票券の売上金額の2分の1を超えない金額を合致の割合ごとに配分し、それに4及び七の加算金をそれぞれ加えた額（以下「配分金額」という。）を、合致の割合ごとに各合致投票券（合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。）にあん分して、合致投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付すること。（第12条第2項関係）
  - 3 2の場合において、配分金額を各合致投票券にあん分した金額が合致投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とすること。（第12条第3項関係）
  - 4 合致投票券がないときは、その合致の割合に係る配分金額は、次回のスポーツ振興投票におけるその合致の割合に係る加算金とすること。（第14条関係）
  - 5 払戻金を交付する場合においては、1円未満の端数は切り捨てるものとすること。（第15条関係）
- ## 七 払戻金の最高限度額
- 払戻金の最高限度額を政令で定めるものとするとともに、その額を超えた部分の合致の割合ごとの総額は、次回のスポーツ振興投票におけるその合致の割合に係る加算金とすること。（第13条関係）
- ## 八 所得税の非課税
- 払戻金については、所得税を課さないものとすること。（第16条関係）

## 九 スポーツ振興投票券の発売の特例

- 1 指定試合の開催が文部省令で定める数に満たなかったときその他文部省令で定める事由に該当することとなったとき及びスポーツ振興投票券の発売金額をやむを得ない事由により合計することができなかつたときは、それらに係るスポーツ振興投票券は、発売されなかつたものとみなすものとすること。（第17条第1項及び第2項関係）
- 2 センターは、発売されなかつたものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額相当額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付すること。（第17条第3項関係）

## 十 警察署長の措置等

遺失物法の規定により合致投票券又は九の1により発売されなかつたものとみなされたスポーツ振興投票券を保管している警察署長の措置等について規定すること。（第18条関係）

## 十一 払戻金等の債権の時効

払戻金又は返還金の債権は、1年間行わないときは時効によって消滅すること。（第19条関係）

## 第六 スポーツ振興投票に係る収益の使途

- 一 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）が行う次に掲げる事業に要する資金の支給に充てができるものとすること。（第20条第1項関係）
  - 1 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下同じ。）の整備
  - 2 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国

- 際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備
- 3 1及び2の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業
- 4 3に掲げるもののほか、スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業
- 二 センターは、一に掲げる事業のほか、スポーツ振興投票に係る収益をもって、スポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業に要する資金の支給に充てることができるものとすること。(第20条第2項関係)
- 三 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、スポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付を行うことができるものとすること。(第20条第3項関係)
- 四 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、その行う一の2から4までの事業に要する費用に充てができるものとともに、スポーツ振興基金に組み入れができるものとすること。(第20条第4項関係)
- 五 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもって、スポーツ院会員に対する年金を支給するため設けられた基金の財源のための資金の支給に充てができるものとすること。(第20条第5項関係)
- 六 センターは、スポーツ振興投票に係る収益のうちから国庫に納付しなければならないものとすること。(第21条関係)
- 第七 スポーツ振興投票券発売等業務運営機関
- 一 文部大臣は、全国を通じて一の公益法
- 人を、スポーツ振興投票券発売等業務運営機関(以下「業務運営機関」という。)として指定することができるものとすること。(第22条関係)
- 二 センターは、業務運営機関に対し、スポーツ振興投票券の発売並びに払戻金及び返還金の交付等の業務を一括して委託することができるものとすること。(第23条関係)
- 三 業務運営機関は、二によりセンターから委託を受けた業務等を行うものとすること。(第24条関係)
- 四 センターの業務運営機関への交付金について規定すること。(第28条関係)
- 五 業務運営機関のセンターへの納付金について規定すること。(第29条関係)
- 六 業務運営機関は、センターの承認を受けて、その業務の一部を銀行その他の金融機関に委託することができるものとすること。(第30条関係)
- 七 その他業務運営機関に係る業務規程、事業計画、区分経理、役員の選任及び解任、役員及び職員の公務員たる性質、立入検査、適合命令、指定の取消等に関し所要の規定を整備すること。(第25条から第27条まで及び第31条から第35条まで関係)
- 第八 スポーツ振興投票対象試合開催機構
- 一 文部大臣は、二の業務を公正かつ円滑に行うことができると認められる社団法人を、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構として指定することができるものとすること。(第36条関係)
- 二 機構は、サッカーの試合を計画的かつ安定的に開催する等の業務を行うものとすること。(第37条関係)
- 三 その他機構に係る業務規程、事業計画、役員の選任及び解任、監督命令、指定の取消し等に関し所要の規定を整備するこ

と。（第38条から第41条まで関係）

#### 第九 国民の理解を深めるための措置等

センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供することにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての理解を深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとすること。（第42条関係）

#### 第十 罰則

指定試合に関してスポーツ振興投票類似

の行為をして財産上の利益を図った者及びその相手方、第五の四の1の違反行為の相手方並びに2に違反した者及びその相手方並びに偽計又は威力を用いて指定試合の公正を害すべき行為をした者等に対し所要の罰則を規定すること。（第43条から第49条まで関係）

#### 第十一 施行期日

この法律は、交付の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則関係）

## 日本体育・学校健康センター法 の一部を改正する法律案要綱

#### 第一 目的

日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）の目的のうち、「スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助」を「スポーツの振興のために必要な援助」に改めること。（第一条関係）

#### 第二 業務

センターの業務として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務（以下「スポーツ振興投票等業務」という。）を行うことができることを追加すること。（第20条第2項関係）

#### 第三 事業計画等の認可

文部大臣は、センターの事業計画等の認可をしようとするときは、事業計画等のうちスポーツ振興投票等業務に係る部分については、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならないものとすること。（第29条第2項関係）

#### 第四 国庫納付金

一 センターは、スポーツ振興投票に係る

毎事業年度の収益の二分の一に相当する金額を、翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならないものとすること。（第30条の2）

二 政府は、一の金額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならないものとすること。（第49条の2関係）

#### 第五 その他

その他所要の規定を整備すること。

#### 第六 施行期日等

一 この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行の日から施行すること。（附則第1項関係）  
二 所要の経過措置を規定すること。（附則第2項関係）

## 傷だらけの国会決議

河野道夫

### 異常事態のもとでの決議

戦後五〇年の国会決議は、六月九日夜、衆議院本会議で新進党欠席という異常事態のもとで行なわれた。このため、その歴史的な意義は半減したばかりでなく、内外から日本の国会に対する不信と不評をかうこととなった。

社会党は、何としても参議院においてこれを挽回しようと、ぎりぎりまで与野党間の調整を続けたが、衆議院における内閣不信任決議案、議長不信任決議案などの提出、参議院における総理大臣問責決議案の提出によって、会期末の議事日程上困難となり、ついに断念せざるをえなかった。

衆議院の与野党間の調整段階で、はじめ自民党は「与党案をいっさい修正できない」というかたくなな態度をとった。国会は単なる採決機関ではないのだから、このような姿勢では“強権的手法”といわれてもやむをえない。社会・さきがけ両党の説得もあって、与党側は「九日採決を前提とするなら修正に応じる」との態度に転換したものの、新進党から回答がないため、与党は本会議開会を強行し、新進党は集団で欠席することとなった。

### 本会議強行の背景

このような事態の背景には、次の三つの事情が考えられる。

その第一は、新進党の事情である。同党は、

表向き「審議不十分」を理由に抵抗したが、与党案は七日朝、すでに正式に提示され協議が開始されており、実際には「不十分」とはいえない実情にあった。

したがって、東京の二つの信用組合問題に関連して、同党の前議員など二人の証人喚問のチャンスを潰すために、議事引延ばしを画策しているのではないかと疑われていたのである。このため、与党がどれほど待ってみても協議不調となり、ついには決議のチャンスを失うおそれさえあると判断された。

第二は、与党側の理由である。このような新進党の事情によって「決議優先」の約束を同党がはたせない場合、与党は、本会議を強行した後の対決気運のただ中のほうが証人喚問が実現しやすくなると判断した。この場合、新進党欠席によって“欠陥決議”的批判をうけることになるが、第一のケースによって、実現しないことになるよりましである。

第三は、自民党固有の事情である。かりに与野党が土曜・日曜をかけて修正協議をした場合、同党議員の多くがそれぞれの選挙区で遺族会などに突きあげられ、月曜日には「決議反対」となって返ってくる心配があるというもので、この場合にも、決議は成立しなくなるおそれがある。なお、新進党にも、これと同じ心配があった。

これらの事情をふりかえると、決議をまがりなりにも実現する確実な方法としては、この選択しかなかったということができる。

新進党欠席を承知の上の本会議強行に不満

を表わした新進党は、六月十二日、土井議長、鯨岡副議長、中村議院運営委員長、そして村山内閣に対する計四本の不信任決議案を、そして参議院においては村山総理大臣問責決議案をそれぞれ提出した。しかし、すべて混乱なく大差で否決されたため国政に邁進する村山内閣の環境は改善強化されることになった。

## 国会決議の必要性

かつて日本の行なった侵略と植民地支配を認め「反省」までするとなると、自民党にとってそれは、党内の造反を覚悟で社会党に譲歩することを意味する。自民党は、遺族会などの抵抗を振り切って、ようやく決議にこぎつけたが、「謝罪」「不戦」などのキーワードは入らず、また参議院では決議にいたらなかったことなど、自民党内の抵抗がいかに根強いかを物語っている。

戦後、日本は「平和憲法」の国に生まれ変わったのに、政治の現実は、ひきつづき「帝国憲法」をささえた人脈の影響を強くうけることとなった。それはアメリカが、世界の東西対立の激化に備えて、戦犯であった戦争指導者たちの復権を求めたためである。

その結果自民党は、政権の中枢に先の大戦が自衛戦争であったとする勢力や改憲論者たちを、数多くかかえることになった。この人々は、日本の侵略や植民地支配という事実を認めず、南京大虐殺、強制連行、従軍慰安婦などの責任についても、認めたがらない。

国会決議は、このような潮流を克服し、国際社会から信頼されるよう平和憲法に忠実な国になろうという国家意思の表明として、どうしても必要となるものである。

## 決議内容の意義

決議（別掲参照）の特徴は、日本がかつて植民地支配や侵略行為を行なった事実、いい

かえれば加害者としての責任を、國權の最高機関としてはじめて認識し「反省の念を表明」したことである。しかもその責任を“だれかれ”に求めるのではなく、「本院」の意思と責任の表明として行なわれた。戦争責任については、国民の間に多様な意見がある。それは、たとえば軍部または政府の判断と指導、大企業の権益拡大の意欲、欧米列強の帝国主義的な行動などに責任を求める主張だ。

しかしこの決議は、これら「歴史観の相違を超えて、国民一人一人が「反省」しようということになり、したがって追悼の対象も、内外の戦没者・犠牲者のすべてとされている。

社会党はこの決議を契機として、戦争を起こす動機も、平和を創造する活力も、ともに国民一人一人の心と行動に基づくものとの考え方のもと、憲法を尊重して非武装世界を究極の目標とし、国際社会における信頼関係を築くための歩みをいっそう強めることとし、わが国を「道義と品格ある平和国家」にする道を邁進する決意である。

## 別掲・決議全文（衆議院）

### 歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議

本院は、戦後五十年にあたり、全世界の戦没者及び戦争等による犠牲者に対し、追悼の誠を捧げる。

また、世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行なったこうした行為や他国民とともにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する。

我々は、過去の戦争についての歴史観の相違を超えて、歴史の教訓を謙虚に学び、平和な国際社会を築いていかなければならない。

本院は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、世界の国々と手を携えて、人類共生の未来を切り開く決意をここに表明する。

右決議する。

## 与党合意にいたるまでの主な論点

自民党の第一次案には「反省」さえなく、それを挿入した第二次案は、

「列強が他国への侵略的行為や植民地支配を競い合った一時期、我が国はその渦中にあって、自国の安寧を考え、ついには、多くの國々と戦火を交えた。われわれはこのような過去の戦争を反省し、その惨禍が多くの人々を苦しめた歴史の教訓を謙虚に学ばなければならない。」

としている。これは、①列強の帝国主義的競争の「渦中」に巻き込まれたという“受け身”的認識、②「自国の安寧」のための戦争、すなわち“自衛戦争”であったとの認識、などを示すものである。

したがって、加害者としての自覚が欠如し、社会党としてはとうていこれを認めるわけにゆかない。事実は、列強への積極的参入と侵略戦争だったのである。

自民党内の決議に反対する議員の間には、主として次のような議論があり、与党間調整にあっても、問題となった。

### (1) 歴史的事実を否定する

「国会が特定の歴史観を定めることは不当」「日韓併合条約によって相手国が同意した以上、植民地支配とはいえない」「中国を歐米列強から解放したのだから侵略ではない」などとする意見があった。

しかし、わが国の侵略行為や植民地支配は、歴代総理の国会における演説・答弁はもとより、義務教育の歴史教科書等で、歴史的事実としてすでに国民の間に定着している認識である。したがってこのような議論は、歴史的事実を否定するものといわねばならない。

### (2) 政府与党一体原則に反する

歴代総理は、侵略と植民地支配という事実を公式の場で認めているにもかかわらず、

「総理と国会は違う」とする意見があった。

しかし、村山内閣の与党案を作成するから

には、政府・与党一体の原則から、総理のいう「わが国が行なった侵略行為や植民地支配は、国民に多くの犠牲をもたらしたのみならず、アジアの近隣諸国等の人々にも今なお大きな傷痕を残している」という歴史認識と符合するものでなければならない。

### (3) 条約遵守義務に反する

「侵略戦争觀」に立つ社会党などは、戦勝国による一方的な東京裁判史觀に支配されているという意見があった。

たしかに東京裁判には多くの問題があるが、サンフランシスコ平和条約第十一條によって「日本国は、極東国際軍事裁判所及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾」したのである。したがって、いまこの事実を否定するなら、憲法の「条約遵守義務」に違反することになる。

### (4) 追悼の誠に欠ける

日本の侵略行為や植民地支配の事実を認めず、まして「反省」するなどは「300万英靈を冒瀆する」ものだ、という意見があった。

しかし、歴史を直視し「反省」の上に立て、日本による諸外国の被害者をも追悼し、憲法理念のもと恒久平和をめざすことこそ、わが国の戦没者・犠牲者の「英靈」に対する誠意ではないか。歴史をねじまげることによって「追悼の誠」を表わそうとするのは、道義にもとる態度といわねばならない。

以上、決議実現にいたる自社両党間の論議には、あたかも「異文化」と「異邦人」が激突するかのような様相があった。しかし、これら両論の存在こそが日本の現実であり、また日本人の皮膚感覚にも、異なる二つの性質が共存しているといえる。

東西対立と五五体制の崩壊によって迎えた「連立と共生の時代」は、これらを乗り越え、平和と民主主義の発展のためともに前進することを意味している。

※詳細は国会報告1995年版参照)

(こうのみちお・政策審議会事務局次長)

## 長良川河口堰問題を考える

石塚 賢治

### はじめに

5月22日、社会党の野坂浩賢建設大臣は、この3月に完成した長良川河口堰の本格運用を開始することを決定。1968年の閣議決定以来、27年を経て、環境保護の象徴的問題として全国の注目を集めてきたこの問題に「終止符を打つ」こととなった。

もっとも、運用開始といっても、夏期の水質調査や活断層のモニタリング結果が運用の中身に影響する可能性を全て否定はできないし、利水事業を実施するためには、堰本体だけでなく導水施設も完成させる必要があるため、問題は今後も残ることに変わりはない。また、河川行政や水資源管理のあり方、大規模公共事業の決定手続や合意形成手法、事業内容の情報公開や状況の変化に応じた見直しのあり方など、河口堰が提起した問題は大きい。これらは、いずれも、社会党にとって、今後とも検討を続けて、改革していくなければならない課題である。

従って、長良川河口堰問題を考えるにしても、さまざまな切り口があるだろう。しかし、ここで提起しておきたいのは、堰の建設・運用の是非以前の問題、政党としての政策対応のあり方の問題である。社会党にとって、河口堰問題に対する対応の仕方は、決して成功したと言えるようなものではない。それを、あえて取り上げるのは、「成功は偶然にでも起こり得るが、失敗には必然がある」と考えるからである。

### 社会党はどのように対応したか

はじめに河口堰反対運動の中心を担ったのは流域の漁業関係者だったが、建設差し止め訴訟（73年、75年）や知事同意無効確認訴訟（78年）などのマンモス訴訟で燃え上がった反対運動も、長期にわたる運動の「疲れ」や行政側の「説得」の前に崩れていく。22の関係漁業組合は、河口部の組合が88年2月に妥結したのを最後に、すべて漁業補償に応じて堰の着工に同意。地元に残る反対運動は、市民グループが82年に起こした差し止め訴訟だけになっていた。

閣議決定から20年を経た88年3月、ようやく工事に着手。7月には河口堰の建設工事が始まる。しかし、皮肉なことに着工がかえって火をつけた格好になって、一度は消えたかに見えた反対運動が「再燃」。鵜飼いで有名な日本でも数少ないダムのない川、長良川の河口堰建設問題は「全国区の環境問題」として、直接の利害関係がない文化人や一般市民を中心に、全国各地に反対運動が広がっていく。

90年12月には、鯨岡兵輔元環境庁長官、中西一郎参議院議員ら超党派の国会議員でつくる「長良川河口堰問題を語る会」が、堰の建設を一時中止し再度環境アセスメントを行うことを求めて、衆参両院議員259人の署名を添えた決議文を海部総理大臣に手渡すなど、中央政界でも問題化。閣内でも、北川石松環境庁長官が「堰による水質の変化や魚介

類への影響について追加的な調査が必要」との見解を発表、堰の問題点についても指摘するなど「閣内たった一人の反乱」が起こるようになるが、再度の環境調査は91年度1年間かけて実施するものの工事は中止しないことで決着。河口堰の建設は進行していく。

それまで、国会議員レベルでの賛成・反対の動きは「超党派」のものであったが、91年11月、社会党の田辺誠委員長は「党として明確な対応を示す時期にきている。既定の設計画をそのまま認め、ただ見守るという姿勢は変えなければならない」と述べるとともに、今後、地元の意向や現状について協議し、客観的に把握したうえで明確な結論を出すことを表明。これを受け三重・岐阜・愛知の3県の党本部は、92年2月、①事業全般にわたる総合的な環境アセスの実施、②関係自治体の負担への配慮、③堰本体の工事を一時中断するなどの措置による慎重な検討、の3点で基本方向を統一する。

4月の建設省による追加調査の公表と環境庁の了承、それに対する各界の批判が相次ぐ中で、夏の増水期に休止されていた工事が再開される10月には、山崎拓建設大臣との対話や工事の一時中止を求めて、反対派によるハンストが行われる。社会党は、こうした中で事態の収拾に向けて、党中央として見解の取りまとめに入った。

早川勝政審議会長は、政策審議会内の建設、環境、地方行政の各部会に私案を示して、検討を指示。環境及び地方行政部会は、利水・治水・塩害・環境保全の問題、地域住民の合意の欠如及び関係自治体の財政負担などの点で問題点を指摘したうえで、①堰本体の建設を一時中断する、②この間に、環境アセス等を実施し基礎資料を公開、住民との話し合いの場を設定して合意を得る、③住民投票の実施も検討する、という会長私案を支持する見解をまとめた。一方、建設部会は、治水の緊急性及び工事遅延に伴う利息の増大による地方

財政への圧迫を理由に、工事の一時中止は不適当かつ困難と判断。①現行工事費の増額分について治水事業は国の直轄とするなど、地方負担を軽減する、②高潮区間の堤防工事については、堰完成後5年を目途として完了するよう工期を短縮する、③環境で懸念される事項について十分な対応を図るとともに、堰完成後の追跡調査を実施し結果を公表する、という見解をまとめて他の部会と対立する。

11月、社会党議員の働きかけもあって、市民団体と建設省による話し合いが始まった。社会党は、政策審議会の意見を集約し「①実施された環境アセス結果の周知徹底を図るとともに、建設部会の要求事項に対する建設省の回答と併せて、住民・議会の議論に附す、②建設省・公団は姿勢を改め、市民団体・学識者等と対話を十分に行うべきである、③堰本体の工事については、92年度予算の執行が終了した時点で中断し、関係市町村で住民投票を行い、その結果に基づき工事の続行ないし中止を決定すべきである」等を当面の社会党の政策方針としたうえで、今後、十分な対話と科学的議論を進めて、住民の意志に基づき問題の解決を図ることとした。

12月、建設省は、①河口堰の事業費の増額分の340億円を国の直轄事業として実施し、およそ60%を国が負担する、②堰の建設に伴い必要な堤防補強は、堰と同時に完成させる、③堰の完成後に予定していた高潮区間の堤防工事は、完成後10年から5年に工期を短縮することを回答。

翌93年1月、社会党の山花貞夫委員長は、長良川河口堰問題について「上から抑えつけるのではなく、三県の皆さんの自主的な努力を尊重しながら、議論を続けたい。それぞれの県、地域がそれぞれの立場で議論してもらいたい」と表明。当面、党中央の見解は出さずに「地元に差し戻す」方針を明らかにする。

## 連立政権はどのように対応したか

河口堰建設予算を盛り込んだ93年度予算案は、社会党をはじめ野党が反対して参議院で否決されたものの、両院協議会を経て原案どおり成立したが、6月には自民党宮沢政権が崩壊。7月の総選挙を経て、8月には非自民8党会派による細川連立政権が発足する。

連立政権でも、長良川河口堰の建設については、その是非をめぐって論議が続いた。

さきがけ・日本新党統一会派の環境特別部会は、事業予算の凍結と建設の一時中止・再検討を求める見解を公表、94年度予算編成までに統一会派の考えをまとめたい、との考えを表明する。しかし、細川総理大臣は「いろいろと議論がなされ、工事そのものも既に（93年度末で）95%近くが進捗しているという状況を踏まえ、現実的な対応をしなければならない。環境保全にもいろいろな対策を講じており、これまで地元の要望を受けて進めてきた」として、予定どおり来年度中の完成を目指す考えを明らかにする。

ついで、社会党の五十嵐広三建設大臣も、現地視察の際に、94年度予算に年度内の完成を前提とした工事費を盛り込む方針を変更しないことを表明。河口堰の運用に関する防災上の効果や環境への影響等については、かねてより計画していた調査を、94年度1年間をかけて慎重に行うこととした。

五十嵐建設大臣は「完成後の運用そのものを白紙に戻したわけではない」ことを表明していたが、河口堰の建設に反対する市民団体は、調査結果によっては堰の運用を凍結、又は中止すべきであると主張。翌94年1月、社会党第60回定期全国大会総開大会は「良好な環境を将来世代に継承するための決議」として「環境の党」としての機能強化を図ることを決議し、「長良川河口堰とその関連事業については、追加調査を行い、必要ならば見直しを行う。なお、堤防の強化など防災対

策は最優先とすること」を目標の一つに掲げた。

4月、堰の全ゲートを一時的に閉鎖する試験稼働が実施され、試験湛水をめぐって一時は建設省・公団と反対派の双方が実力行使に出そうな状況になったが、五十嵐建設大臣が中心になって、なんとか妥協点を見出したことで双方の話し合いが継続。再々調査も始まって、今後の焦点は完成後の運用に移った。

6月、社会党首班の村山連立政権がスタート。12月、社会党の野坂浩賢建設大臣は、現地視察の際に「反対派との円卓会議を開催して円満な解決を図りたい」と提案、翌95年3月に追加調査が終了し堰が完成した後も、その運用を延期して円卓会議が開催される。

しかし、円卓会議では一致に至らず、野坂建設大臣は「一定の成果があったと思うが、また一定の成果以上には詰まらなかった。自己主張を述べ合うだけで、結論が出にくい状況になっていた」と判断。「これ以上の先延ばしは困難」として、5月には本格運用の開始が決定されたのである。

## 問題はどこにあるのか

こうした経過を振り返って見ても明らかであるが、社会党は、長良川河口堰を国政における明確な政治争点として扱ってこなかった。このことを、どのように考えるか。

野坂建設大臣の今回の決定を、青島幸男東京都知事による都市博中止の決定と比較して、いったん決めたことを変えない行政のあり方と官僚主導の政治が批判されている。しかし、都市博中止を公約に掲げて選挙に勝利し、実行した青島都知事に対して、社会党の場合、92年の参議院選挙、93年の総選挙を通じて、政党として河口堰問題を公約としたことはない。

もちろん「国のやる公共事業に間違いはない」などと考えていた訳ではなく、建設談合

の防止と公共事業の執行の適正化は、93年総選挙における社会党の公約であって、決して「廊下の立ち話」ではない。入札制度の改革をはじめ、使途不明金に対する課税の強化、独禁法の事業者団体ガイドラインの改定など、党として公約を果たすために積極的な取り組みが行われ、一定の成果をあげている（総選挙政策と入札制度の改革については「政策資料」93年9・10月、94年2月号参照）。

また、公正取引委員会によって日本下水道事業団の建設談合が告発され起訴されたが、独禁法違反事件で発注者側まで起訴するようなことは、自民党一党政支の時代には絶対にできなかっことである。これなども、社会党が強く主張してきたところであって、連立政権の成果の一つである。

これに対して長良川河口堰問題は、結果からすれば「公党として責任ある態度を貫き、無責任な公約を掲げることがなかった」とも言えようが、反面、国政選挙レベルでの民意を問う機会を奪ったと批判もできる。

また、河口堰問題は、社会党の新党論議と絡めて論じられることも多い。「社会党の多くの議員が反対していた」「社会党だからこそ結果を示せる象徴的なケースだった」「新党の展望につながる具体的な手がかり、社会党にとって最後の機会を見逃した」等々である。しかし、政治勢力の結集という意味での理念は同じでも、人によって状況に対する認識に差があるように、現実に応じて政権党としての社会党（あるいは新党）が追及すべき政策にも、選択の幅が生じてくる。

河口堰の問題は、地域の問題ではなく、全国各地の河川行政を象徴する問題、地球規模の環境問題だと反対派は言う。そのこと自体は正しいし、運動の方向としても間違いはなく、環境保護運動としては全国的に成功し、現実に成果をあげている。しかし、それでも地域の問題であることは否定できないし、地元自治体における首長選挙、請願、住民投票

条例の直接請求など、いずれも反対派が勝利することがなかったのも事実である。地元関係者にとっては、88年の着工の時点で地方政治では決着したはずの問題であり、「反対しているのはよその人たち」という感じが終始拭いきれなかったのも事実であろう。

こうした問題に、全国政党として党中央が「上から抑えつける」形で決定できるのかどうか、できないとすればどう対応すればよいのか。また、「河口堰の問題は全国共通の問題だ」という主張も、運動の軸足をどちらに置いているかという問題がある。

94年は過去最大規模の渇水被害が生じた年であり、政府は、中長期的な観点に立って95年度予算に様々な水資源対策を盛り込んだ。の中には、都市における水循環の改善と水質の保全再生等を図るための雨水の再利用等を推進するモデル事業の創設、地下水の適正管理システムの構築なども、新たに計上されている。これらは、全体の予算から見れば小さなものであるが、大規模渇水に対処するために、従来型の大型公共土木事業だけでなく、より抜本的な対策をめざして、流域単位における水循環の健全化に取り組む村山連立政権の姿勢の表れである。

もちろん、その一方では、長良川河口堰だけでなく「同じような」公共事業予算が含まれているわけで、長期間にわたる大規模公共事業に対する不断の見直しは、今後も重要な課題である。長良川河口堰の問題が「決着」したからといって、同様の個別具体的な地域の課題まで、全て守旧派の都合の良い方に解決したわけではない。

新党の組織モデルとしてローカル政党や市民組織によるネットワーク型・政策契約型の政党が提案されているが、長良川河口堰の問題は、政党の政策形成や支持団体との対話のあり方を考えるうえでも重要な問題を提起している。

（いしづかけんじ・政審書記一建設部会担当）

編

集

後

記

最近の、数少ない楽しかった一つの思い出。先日、友人たちと春の尾瀬を歩き、久方ぶりの雪山の感触を満喫した。今年は残雪が多く、よくしまって「ツボ足（登山靴のままで歩くこと）」でも、もぐっていかない快適な山行であった。

◆その前夜、里では土砂降りの雨。翌日の山行は無理であろうと早合点して酒宴は盛り上がり、道中のことなど何処かへ忘れてしまった次第であった。しかし、幸か不幸か当日は快晴。山は新雪のベールで装い、「ツボ足組」「スキー組」とともに、快調に汗を流しつつ海拔をグングンと稼ぎ頂きに至る。

◆とはいって、これは下山してからの思い出である。実際、歩いている最中は、昨夜の酒宴後遺症がしたたかに影響し、「なんでこんな所で、こんな苦しいことをやっているのだろうか」と、這いずり上がる連続であったことはいうまでもない。しかし下りてくれば、楽しいことしか覚えていないものである。

◆かたや、数多い苦々しく思った出来事のうちから一つ。五月二十七日の党第六十二回臨時全国大会では、「第三の保守党にするな」

「私たちの社会党を返せ」とか「今の社会党はオウム真理教と同じ道を歩む」などの発言が繰り返され、聞くに堪えなかった。そのことを発言された方々は、新宣言採択以来の十年足らずを「何のために、何をしよう」としてこられたのだろうか。

◆最近読んだ一冊に「政治がこれほど変化するとは思ってもいなかった。思わないからこそ、あえて、自民党政権打倒、非自民連立政権樹立を強調してきた。同じ意味で社民の歴史的和解も強調した。簡単にできるのなら、強調などする必要はない。頭で考えれば実現不可能に見えることはたくさんある。だが、理想に向かって、自らの信念を強調し、挑戦しつづけることが重要なのだと思う」とある。このことが、新宣言を決めてから社会党としての方向であったのではなかったのか。

◆しかし大会会場では、十年一日の如くというか何十年か前に見た同じシーンが延々と続いている。なのにそのことを、誰も気に止めている風でもない。その情景が奇妙に思えてならなかったのは、私一人だったのだろうか。

(Y)

### 政策資料編集委員会

委員長 関山信之  
編集委員 大畠章宏 田口健二  
 緒方克陽 土肥隆一  
 稔山篤 薬科満治  
 温井 寛 石田 武  
 石田好數 早川幸彦  
 河野道夫 小川正浩  
 長谷川崇之 伊藤安博  
 西川 洋 平塚 博  
 兼事務局長 浜谷 悅  
 会計監査 石橋大吉 糸久八重子

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 450円  
 送料 76円  
 年間購読料 6000円(前納)  
 郵便振替 東京00180  
 4-80821  
  
又は  
 大和銀行 衆議院支店  
 普通 203888  
 日本社会党政策審議会

# **POLICY AND LEGISLATION**

## **SEISAKU SIRYO**

---

**July 1995**

**No. 346**

---

*<FOREWORD>*

*TAGUCHI Kenji*

*Vice-Chairman of the Policy-Making Board*

*<FEATURE>*

*Policy Platform for the Election of the House of Councillors*

*<DOCUMENTS>*

*On Medical Care Leave Legislation*

*Summary Bill on Amendments to the Child Care Leave Law*

*(the Ruling Parties)*

*Statement on the Legislation of Medical Care Leave*

*(the SDPJ)*

*On Sports Lottery*

*On Questions of Sports Lottery*

*(the SDPJ's Committee on Education)*

*Summary Bill on Amendments to the Sports Promotion Law*

---

**政策資料 7月号**

---

**Published by Policy-Making Board  
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives  
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan  
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会

発行人 日本社会党政策審議会

代表 関山信之

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3880~4

FAX 03(3502) 5857

---

定価 450円 (送料76円)